

# 杉並区情報公開・個人情報保護審議会

## [制度概要・関係例規]

令和6年6月

# 目 次

杉並区情報公開・個人情報保護審議会について	1
-----------------------	---

## <関係例規>

① 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例	9
② 個人情報の保護に関する法律	11
③ 杉並区個人情報の保護に関する条例	82
④ 杉並区個人情報の保護に関する規則	86
⑤ 杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準	93
⑥ 杉並区デジタル・セキュリティ部会設置要領	104
⑦ 杉並区区政イノベーション本部設置要綱	106
⑧ 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例	109
⑨ 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則	113
⑩ 杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例	114
⑪ 杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例施行規則	116
⑫ 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	118
⑬ 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する 規則で定める事務及び情報を定める規則	134
⑭ 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する 教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則	158
⑮ 杉並区情報公開条例	159
⑯ 杉並区情報公開条例施行規則	164
⑰ 杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例	167

# 杉並区情報公開・個人情報保護審議会について

## 1 審議会の設置目的

杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（以下「審議会条例」といいます。）に基づき、以下の（１）から（４）までの制度・事務の適正かつ円滑な運営を推進するとともに、以下の（５）の取扱いの適正を確保するため設置された区長の附属機関です（審議会条例第１条）。

- （１）杉並区情報公開条例に基づく情報公開制度
- （２）個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）及び杉並区個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」といいます。）に基づく個人情報保護制度
- （３）杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（以下「住基条例」といいます。）に基づく住民基本台帳事務
- （４）杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（以下「防犯カメラ条例」といいます。）に基づく防犯カメラの設置等に関する事務
- （５）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）に基づく特定個人情報の取扱い

## 2 審議会の概要

### (1) 組織

審議会は、区長が委嘱する委員21人以内で組織します。区民10人以内、区議会議員6人以内、学識経験者5人以内で構成されています。(審議会条例第3条第1項)

### (2) 任期

委員の任期は2年であり、再任されることができます。(審議会条例第3条第2項)

### (3) 会長

- ・ 審議会に会長を置きます。委員の互選によって会長を定めます(審議会条例第4条第1項)。
- ・ 会長は、審議会を代表し、会務を総理します(審議会条例第4条第2項)。

### (4) 招集

審議会は、会長が招集します(審議会条例第5条)。

### (5) 開催の回数

今年度は4回の開催を予定しています。(7月、10月、12月、翌年3月)

### (6) 会議の定足数・議決

- ・ 審議会は、3分の2以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません(審議会条例第6条第1項)。
- ・ 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります(審議会条例第6条第2項)。

### (7) 会議の公開

審議会の会議は、公開です。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができます(審議会条例第7条)。

### (8) 部会

特定の事項について調査審議するため、審議会に部会を置くことができます(審議会条例第7条の2第1項)。

これまで、以下の3つの部会を設置しています。

- ・ 特定個人情報保護評価第三者点検部会

区が個人番号(マイナンバー)を含む個人情報ファイルを保有・変更する場合、その取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益の保護等に取り組んでいることを自ら宣言し、具体的な安全管理措置を区民に説明するために、特定個人情報保護評価の実施が法令で義務づけられています。その特定個人情報保護評価に関する評価書の点検を、個人情報保護や情報システム

に知見を有する専門家による第三者点検として行っています。

- ・住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会

他機関と個人情報の連携を行っている住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムに関し、専門的な知見を有する第三者機関として、個人情報の適切な取扱いを確保するため、両システムの運用監視を行っています。

- ・杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会

杉並区個人情報保護条例の改廃に当たり、新たな条例に定めることができる事項及びその関連事項について、個人情報保護制度に係る専門的な知識に基づく事前審議を行いました。

#### (9) 守秘義務

審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととされています（審議会条例第8条）。

#### (10) 報酬

委員の報酬は、日額12,000円です（杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条）。

※審議会の出席1回について、源泉徴収税額の控除前の金額です。

### 3 審議会の所掌事項

#### (1) 区長の諮問に応じ、答申すること

審議会は、各条例の規定により、区長が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める事項等について、区長の諮問に応じ、答申することとされています。

##### ①個人情報保護条例に規定するもの

- ア この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合（第18条第1項第1号）
- イ 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を策定し、改定し、又は廃止しようとする場合（第18条第1項第2号）
- ウ 区の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を策定し、改定し、又は廃止しようとする場合。（第18条第1項第3号）

##### ②住基条例に規定するもの

区民の基本的な人権が侵害されると判断したときに講ずる、住民票記載事項の不適正利用に対する措置（第6条第3項）

##### ③防犯カメラ条例に規定するもの

防犯カメラの設置等についての苦情の処理（第8条第3項）

##### ④審議会条例に規定するもの

- ア 情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用に関する重要事項（第2条第1項第1号）
- イ 特定個人情報の取扱いに関する重要事項（第2条第1項第1号）
- ウ 区が管理する電子計算組織の管理運用に関する基本方針（第2条第1項第2号）

#### (2) 区長へ建議すること

審議会は、**審議会条例**の規定により、以下の事項について、区長に建議することができます。（第2条第2項）

- ア 情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用に関する重要事項
- イ 特定個人情報の取扱いに関する重要事項
- ウ 区が管理する電子計算組織の管理運用に関する重要事項

(3) 実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいいます。）から報告を受けること

実施機関は、個人情報保護条例の規定により、以下の事項について、審議会に報告しなければならないこととされています。

- ア 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況（第18条第2項）

(4) 区長から報告を受けること

区長は、住基条例の規定により、以下の事項について、審議会に報告しなければならないこととされています。

- ア 住民票記載事項の処理状況及び苦情の処理の内容（第5条第1項）
- イ 区民の基本的な人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときに講じた、住民票記載事項の不適正利用に対する措置（第6条第4項）



# < 関 係 例 規 >



〔注〕平成27年12月から改正経過を注記した。

改正 平成13年9月25日条例第44号 平成16年3月19日条例第17号  
平成27年12月8日条例第37号 令和5年3月15日条例第6号

(設置)

第1条 杉並区情報公開条例(昭和61年杉並区条例第38号)に基づく情報公開制度、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び杉並区個人情報の保護に関する条例(令和5年杉並区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例(平成13年杉並区条例第44号。以下「住基条例」という。)に基づく住民基本台帳事務並びに杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例(平成16年杉並区条例第17号。以下「防犯カメラ条例」という。)に基づく防犯カメラの設置等に関する事務の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)に基づく特定個人情報(番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)の取扱いの適正を確保するため、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一部改正〔平成27年条例37号・令和5年6号〕

(所掌事項)

第2条 審議会は、個人情報保護条例、住基条例及び防犯カメラ条例の規定により区長がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると区長が認めるものについて、区長の諮問に応じ、答申する。

(1) 情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用並びに特定個人情報の取扱いに関する重要事項

(2) 電子計算組織(区が管理するものに限る。以下同じ。)の管理運用に関する基本方針

2 審議会は、情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用、特定個人情報の取扱い並びに電子計算組織の管理運用に関する重要事項について、区長に建議することができる。

一部改正〔平成27年条例37号・令和5年6号〕

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員21人以内で組織する。

(1) 区民 10人以内

(2) 区議会議員 6人以内

(3) 学識経験者 5人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成27年条例37号〕

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、会長が招集する。

(会議)

第6条 審議会は、3分の2以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があつたときは、非公開とすることが

できる。

(部会)

第7条の2 審議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 前2項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月25日条例第44号) 抄

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日条例第17号) 抄

1 この条例は、平成16年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成27年12月8日条例第37号)

1 この条例は、平成28年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日以後最初に委嘱するこの条例による改正後の杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第3条第1項第3号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成29年6月30日までとする。

附 則 (令和5年3月15日条例第6号) 抄

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

平成十五年法律第五十七号

個人情報保護に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）
- 第三章 個人情報保護に関する施策等
  - 第一節 個人情報保護に関する基本方針（第七条）
  - 第二節 国の施策（第八条—第十一条）
  - 第三節 地方公共団体の施策（第十二条—第十四条）
  - 第四節 国及び地方公共団体の協力（第十五条）
- 第四章 個人情報取扱事業者等の義務等
  - 第一節 総則（第十六条）
  - 第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条—第四十条）
  - 第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）
  - 第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条—第四十六条）
  - 第五節 民間団体による個人情報保護の推進（第四十七条—第五十六条）
  - 第六節 雑則（第五十七条—第五十九条）
- 第五章 行政機関等の義務等
  - 第一節 総則（第六十条）
  - 第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条—第七十三条）
  - 第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）
  - 第四節 開示、訂正及び利用停止
    - 第一款 開示（第七十六条—第八十九条）
    - 第二款 訂正（第九十条—第九十七条）
    - 第三款 利用停止（第九十八条—第一百三条）
    - 第四款 審査請求（百四条—百七条）
    - 第五款 条例との関係（百八条）
  - 第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等（百九条—百二十三条）
  - 第六節 雑則（百二十四条—百二十九条）
- 第六章 個人情報保護委員会
  - 第一節 設置等（百三十条—百四十五条）
  - 第二節 監督及び監視
    - 第一款 個人情報取扱事業者等の監督（百四十六条—百五十二条）
    - 第二款 認定個人情報保護団体の監督（百五十三条—百五十五条）
    - 第三款 行政機関等の監視（百五十六条—百六十条）
  - 第三節 送達（百六十一条—百六十四条）
  - 第四節 雑則（百六十五条—百七十条）
- 第七章 雑則（百七十一条—百七十五条）
- 第八章 罰則（百七十六条—百八十五条）
- 附則
  - 第一章 総則
    - （目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院
- 9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。
- 10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 行政機関
- 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）
- 三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

（基本理念）

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第二節 国の施策

(国の機関等が保有する個人情報の保護)

第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体等への支援)

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第十条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

## 第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(区域内の事業者等への支援)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第四節 国及び地方公共団体の協力

第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

## 第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

### 第一節 総則

(定義)

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等
- 四 地方独立行政法人

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

#### 第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務 (利用目的の特定)

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。  
(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令(条例を含む。以下この章において同じ。)に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下この章において「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(不適正な利用の禁止)

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報に学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報に学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合  
（取得に際しての利用目的の通知等）

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合  
（データ内容の正確性の確保等）

第二十二条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業者の監督）

第二十四条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の

一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
  - 一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名
  - 二 第三者への提供を利用目的とすること。
  - 三 第三者に提供される個人データの項目
  - 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
  - 五 第三者への提供の方法
  - 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
  - 七 本人の求めを受け付ける方法
  - 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
  - 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
  - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏

名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わな

なければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第三十一条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- 一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- 二 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

- 2 第二十八条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 全ての保有個人データの利用目的（第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
- 三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規

定による請求に応じる手続（第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

二 第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

（訂正等）

第三十四条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等

を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(事前の請求)

第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

### 第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(仮名加工情報の作成等)

第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二條の規定は、適用しない。
- 6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五

項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。

- 7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第四十二条 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と読み替えるものとする。
- 3 第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

#### 第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

（匿名加工情報の作成等）

第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員

会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第百十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第四十七条 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理
  - 二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
  - 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務
- 2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。
- 3 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲を含む。）を公示しなければならない。

（欠格条項）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - ロ 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消の日前三十日以内にその役員であった者でその取消の日から二年を経過しない者

（認定の基準）

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

（変更の認定等）

第五十条 第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第百五十五条第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(廃止の届出)

第五十一条 第四十七条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下この節及び第六章において「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節及び第六章において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下この節及び第六章において「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

(目的外利用の禁止)

第五十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第五十六条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第六節 雑則

(適用除外)

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 四 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(適用の特例)

第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

一 別表第二に掲げる法人

二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。）及び第六章から第八章までの規定を適用する。

一 地方公共団体の機関 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営

二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

(学術研究機関等の責務)

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

## 第五章 行政機関等の義務等

### 第一節 総則

(定義)

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

- 一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
- 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。
  - イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
  - ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。
- 三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第一百六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - 一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

#### 第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

- 第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
  - 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

- 第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長(第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四條において同じ。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四條第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務

三 第五十八條第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八條第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六條において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の報告等)

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい

ものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある

と認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の

技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第三節 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）

五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十一 その他政令で定める事項

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

- 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
- 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
  - 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
  - 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
  - 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。
- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第四節 開示、訂正及び利用停止

## 第一款 開示

### (開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

### (開示請求の手續)

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

### (保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。  
(部分開示)

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなけれ

ばならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
  - 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- （事案の移送）

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し

、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

- 第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
  - 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
  - 4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
  - 5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
  - 6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
  - 7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
  - 8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
  - 9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第二款 訂正

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出しなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつ

ては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第九十四条 前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第三款 利用停止

（利用停止請求権）

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第一百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停

止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

第四款 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百四条 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

- 2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百七条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあつ

ては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（審査会への諮問）

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第一百七条第一項第二号において同じ。）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

（地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審

査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条第四項	前項に規定する場合において、審査庁	第四条又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十二条の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）
	前項において読み替えて適用する第三十一条第一項	同法第六十六条第二項において読み替えて適用する第三十一条第一項
	前項において読み替えて適用する第三十四条	同法第六十六条第二項において読み替えて適用する第三十四条
	前項において読み替えて適用する第三十六条	同法第六十六条第二項において読み替えて適用する第三十六条
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項	審理員	審査庁

第二十五条第七項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第二十九条第一項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第二十九条第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては
	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第二十九条第五項	審理員は	審査庁は、第二項の規定により
	提出があったとき	提出があったとき、又は弁明書を作成したとき
第三十条第三項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）
第三十一条第二項	審理関係人	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号にお

		いて同じ。)
第四十一条第三項	審理員が	審査庁が
	<p>           終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする         </p>	<p>           終結した旨を通知するものとする         </p>
第四十四条	行政不服審査会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
	<p>           受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）         </p>	受けたとき
第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
第八十一条第三項において準用する第七十四条	第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第七百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

#### 第五款 条例との関係

第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

#### 第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）

二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。

一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

（提案の募集）

第百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。

（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
  - 二 提案に係る個人情報ファイルの名称
  - 三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数
  - 四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
  - 五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容
  - 六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
  - 七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
  - 八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。
- 一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - 二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面  
(欠格事由)
- 第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。
- 一 未成年者
  - 二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
  - 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
  - 五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
  - 六 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの  
(提案の審査等)
- 第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
  - 二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
  - 三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。

四 第一百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五 第一百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第一百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第一百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第一百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。

一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 第百十五条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。
- 6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。
- 7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

二 第百十三条各号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第百二十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

#### 第六節 雑則

（適用除外等）

第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

- 2 保有個人情報（行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節（第四款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

（適用の特例）

第二百五十五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第一節、第六十六条第二項（第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第二百二十七条を除く。）の規定、第七十六条及び第八十条の規定（これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第八十一条の規定は、適用しない。

- 2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで（第七十六条、第八十条及び第八十一条を除く。）の規定を適用する。

- 3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

（権限又は事務の委任）

第二百二十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第

七十四条及び第四節第四款を除く。)に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第一百十二条第一項若しくは第一百八条第一項の提案(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

## 第六章 個人情報保護委員会

### 第一節 設置等

(設置)

第三百十条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

第三百十一条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。)に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)を任務とする。

(所掌事務)

第三百十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出について

の必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。

三 認定個人情報保護団体に関すること。

四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関すること。

六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

八 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務（職権行使の独立性）

第百三十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。（組織等）

第百三十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

（任期等）

第百三十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（身分保障）

第百三十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

- 二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第百三十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第百三十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第百三十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。
- 5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(専門委員)

第百四十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第百四十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

第百四十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

- 2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第百四十三条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第百四十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(規則の制定)

第百四十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

## 第二節 監督及び監視

### 第一款 個人情報取扱事業者等の監督

(報告及び立入検査)

第百四十六条 委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第百五十一条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第百四十七条 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第百四十八条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等

に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

- 2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(権限の委任)

第百五十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第百四十六条第一項、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、第百六十三条並びに第百六十四条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に報告するものとする。
- 3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。
- 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
- 9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。  
（事業所管大臣の請求）

第一百五十一条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。  
（事業所管大臣）

第一百五十二条 この款の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

- 一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）
  - 二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等
- 第二款 認定個人情報保護団体の監督  
（報告の徴収）

第一百五十三条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。  
（命令）

第一百五十四条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。  
（認定の取消し）

第一百五十五条 委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第五十五条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わないとき。

五 不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第五十条第一項の変更の認定を受けたとき。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

### 第三款 行政機関等の監視

(資料の提出の要求及び実地調査)

第百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第百五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第百五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百六十条 第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

### 第三節 送達

(送達すべき書類)

第百六十一条 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第百四十八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第百五十三条の規定による報告の徴収、第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

2 第百四十八条第二項若しくは第三項若しくは第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第百六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員

会の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第百六十三条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- 二 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
- 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第百六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第百六十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四節 雑則

(施行の状況の公表)

第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)

第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

(条例を定めたときの届出)

第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

(国会に対する報告)

第百六十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(案内所の整備)

第百六十九条 委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(地方公共団体が処理する事務)

第百七十条 この法律に規定する委員会の権限及び第百五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

## 第七章 雑則

(適用範囲)

第百七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

(外国執行当局への情報提供)

第百七十二条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

- 2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。
- 3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。
  - 一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。
  - 二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。
  - 三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。
- 4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

(国際約束の誠実な履行等)

第七十三條 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

(連絡及び協力)

第七十四條 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長(会計検査院長を除く。)は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第七十五條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第八章 罰則

第七十六條 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六條第二項各号に定める業務若しくは第七十三條第五項若しくは第二百一十一條第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十條第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十七條 第七十三條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八條 第七十八條第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十九條 個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十四條第一項において同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十條 第七十六條に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十一條 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十六條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第七十三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八十三條 第七十六條、第七十七條及び第七十九條から第八十一條までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者

二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（本人の同意に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

（通知に関する経過措置）

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

（行政機関等匿名加工情報に関する経過措置）

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第一百条及び第一百一十一条の規定の適用については、当分の間、第一百条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて、」と、第一百一十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

附 則 （平成一五年五月三〇日法律第六一号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一五年七月一六日法律第一一九号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二一年六月五日法律第四九号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日  
（処分等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二七年九月九日法律第六五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二條、第二十五條から第二十七條まで、第三十條、第三十二條、第三十四條並びに第三十七條の規定 平成二十八年一月一日

三 略

四 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

(通知等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

(外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置)

第三条 施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十四条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなす。

(主務大臣がした処分等に関する経過措置)

第四条 施行日前に第二条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律（以下「旧個人情報保護法」という。）又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第三十六条又は第四十九条に規定する主務大臣（以下この条において単に「主

務大臣」という。) がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(委員長又は委員の任命等に関する経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

- 2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い新たに任命されることとなる個人情報保護委員会の委員については、第二号新個人情報保護法第五十四条第三項に規定する委員の任命のために必要な行為は、第二号施行日前においても行うことができる。
- 3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもって、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たっての配慮)

第十一条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二条第三項第五号に掲げる者が新たに個人

情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(検討)

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報（以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報（行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。）を含む。）の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

附 則 （平成二八年五月二七日法律第五一号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年五月二四日法律第三六号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成三〇年七月二七日法律第八〇号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項（第四十四号に係る部分に限る。）、第二百四十三条第一項（第四号（第二百三十九条第一項第四十四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二百五十一条並びに附則第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十四条（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。）、第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和元年五月三十一日法律第一六号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和二年六月一二日法律第四四号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条から第十一条までの規定 公布の日

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八十四条とし、同法第八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十七条の改正規定並びに第三条中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 次条及び附則第七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（通知等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第一号、第四号及び第八号に

掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

第三条 新個人情報保護法第二十三条第五項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名に相当する事項について、施行日前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(外国にある第三者への提供に係る情報提供等に関する経過措置)

第四条 新個人情報保護法第二十四条第二項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に同条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

2 新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意等に関する経過措置)

第五条 施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十六条の二第一項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第一号の同意があったものとみなす。

2 新個人情報保護法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人関連情報取扱事業者が施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(認定個人情報保護団体の対象事業者に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等については、施行日において新個人情報保護法第五十一条第一項の同意があったものとみなして、同項の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条か

ら第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二 略

三 附則第七条第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「(条例を含む。)」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五 略

六 附則第八条第二項及び第九条第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「(条例を含む。)」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

（第五十条の規定の施行に伴う経過措置）

第七条 第五十条の規定の施行の日（以下この条において「第五十条施行日」という。）前に別表第二法人等（第五十条改正後個人情報保護法別表第二に掲げる法人、第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定

- される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。
- 2 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
  - 3 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等は、第五十条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
  - 4 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十条施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
  - 5 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
  - 6 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
  - 7 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
  - 8 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同号の同意があったものとみなす。
  - 9 第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
  - 10 第五十条施行日前に第五十条改正後個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等（第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を除く。以下この条において「行政機関等」という。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供すること

を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。

- 1 1 第五十条施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 1 2 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 1 3 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 1 4 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

（第五十一条の規定の施行に伴う準備行為）

第八条 国は、第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条、次条及び附則第十条第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。）の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めるとその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。

- 2 第五十一条改正後個人情報保護法第百六十七条第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日（次条において「第五十一条施行日」という。）前においても行うことができる。

（第五十一条の規定の施行に伴う経過措置）

第九条 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

- 2 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 3 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであると

きは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。

- 1 1 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一项第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 1 2 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一项第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 1 3 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一项第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(第五十一条と条例との関係)

第十条 地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

- 2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年六月七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一(第二条関係)

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
株式会社日本貿易保険	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)

大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二（第二条、第五十八条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法
放送大学学園	放送大学学園法

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に確実に保護されるべきものであることを踏まえ、杉並区（以下「区」という。）の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ。）は、個人情報の適正な取扱いの確保に係る取組を推進し、その保護の水準の維持向上を図ることにより、区民等の権利利益を保護しなければならない。

(区の機関の責務)

第4条 区の機関は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な対策を講じ、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止等を図るものとする。

2 区民等の福祉の向上並びにその生命及び身体の保護に資するため、情報通信技術を活用するに当たっては、区の機関は、個人情報の確実な保護を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、区民等の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならない。

(業務の登録等)

第6条 区の機関は、業務を新たに開始するに当たり、個人情報を保有するときは、次の各号に掲げる事項を個人情報登録簿に登録しなければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録の内容
- (4) 対象となる個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 区の機関は、登録に係る業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

3 区の機関は、個人情報登録簿を閲覧に供するとともに、公表しなければならない。

(委託等の記録)

第7条 区の機関は、保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託し、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(労働者派遣の記録)

第8条 区の機関は、保有個人情報に係る業務について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の役務の提供を受けるときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(目的外利用等の記録)

第9条 区の機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は区の機関以外のものへ提供したときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第10条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示決定等の期限)

第11条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項

に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、区の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第1項に規定する期間(同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間)内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第13条 訂正決定等は、訂正請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第14条 区の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第1項に規定する期間(同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間)内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第15条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第16条 区の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をするれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第1項に規定する期間(同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間)内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(訂正請求等の対象)

第17条 訂正請求及び利用停止請求は、開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる。この場合において、法第90条第3項、第91条第1項第2号(訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。)、第98条第3項及び第99条第1項第2号(利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、訂正請求又は利用停止請求に対し、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求又は利用停止請求を拒否することができる。

(審議会への諮問等)

第18条 区長は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を策定し、改定し、又は廃止しようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、区の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を策定し、改定し、又は廃止しようとする場合

2 区長は、毎年1回以上、法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況を杉並区情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(運用状況等の公表)

第19条 区長は、毎年1回以上、法の運用状況及び規則で定める事項について公表しなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号）は、廃止する。

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の杉並区個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項、第12条第3項又は第12条の2第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧個人情報を収集し、又は旧条例第2条第2号に規定する管理個人情報（以下「旧管理個人情報」という。）を管理し、若しくは利用していた同条第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において当該旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項に規定する受託者である者、同項の受託業務に従事している者、同項の指定管理者若しくは同項の管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該受託者であった者、当該受託業務に従事していた者、当該指定管理者であった者若しくは当該管理業務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に旧条例第12条の2第2項に規定する派遣労働者である者又はこの条例の施行前において当該派遣労働者であった者

4 この条例の施行の日前に旧条例第18条、第19条、第20条又は第21条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者（次項において「職員等」という。）が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項の受託業務に従事している者若しくは同項の管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該受託業務に従事していた者若しくは当該管理業務に従事していた者

(3) 附則第3項第3号に掲げる者

6 職員等が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧管理個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 杉並区自治基本条例（平成14年杉並区条例第47号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 9 杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例（昭和61年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 10 附則第4項の規定により、なお従前の例によることとされた自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止に係る審査請求に係る諮問があった場合における前項の規定による改正前の杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

- 11 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和61年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 12 杉並区行政不服審査会条例（平成28年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 13 杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 14 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、令及び条例で使用する用語の例による。

(安全管理措置の基準の策定等)

第3条 区長は、法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めるものとする。

2 区の機関は、前項の基準に従い、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(保有個人情報の安全管理のための体制の整備)

第4条 区長は、区の機関において、前条第1項の基準に従い、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理が図られるよう、保有個人情報の管理の責任者の設置その他の必要な体制の整備を行う。

(個人情報ファイル簿の公表)

第5条 区の機関は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを区政資料室に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、杉並区公式ホームページへ掲載する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(業務の登録等)

第6条 条例第6条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報の取得の方法

(2) 区の機関が管理する電子計算組織と区の機関以外のものが管理する電子計算組織とを接続する電気通信回線を通じて受信する方法により個人情報を取得する場合にあっては、当該方法により取得する個人情報の項目

(3) 保有個人情報の記録の方法

(4) 保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する場合にあっては、当該電子計算組織の名称及び当該電子計算組織に記録する保有個人情報の項目

(5) 条例第7条から第9条までの規定により記録する事項

2 第5条の規定は、個人情報登録簿の閲覧及び公表について準用する。

(委託等の記録)

第7条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託する場合にあっては、次に掲げる事項

ア 業務の名称

イ 委託先の区分

ウ 委託の期間

エ 委託の内容

オ 個人情報の取扱いに係る委託の条件

カ 委託先が取り扱う個人情報の項目

キ 委託先との個人情報の授受の方法

(2) 指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合にあっては、次に掲げる事項

ア 公の施設の名称

イ 指定管理者の区分

ウ 指定管理者の指定期間

エ 公の施設の管理の業務の内容

オ 個人情報の取扱いに係る管理の基準

カ 指定管理者が取り扱う個人情報の項目

キ 指定管理者との個人情報の授受の方法

(労働者派遣の記録)

第8条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務の名称
  - (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する派遣元事業主の区分
  - (3) 労働者派遣の期間
  - (4) 派遣労働者が従事する業務の内容
  - (5) 保有個人情報の取扱いに係る条件
  - (6) 派遣労働者が取り扱う保有個人情報の項目
  - (7) 派遣労働者との保有個人情報の授受の方法
- (目的外利用等の記録)

第9条 条例第9条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 目的外利用（利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することをいう。以下同じ。）をした場合にあっては、次に掲げる事項
  - ア 目的外利用をされた保有個人情報に係る業務の名称
  - イ 目的外利用をした業務の名称
  - ウ 目的外利用が法第69条第1項の法令に基づく場合又は同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる場合のいずれに該当するかを別
  - エ 法第69条第1項の法令に基づく場合に該当し、目的外利用をした場合にあっては、当該法令の名称
  - オ 法第69条第2項第2号に該当し、目的外利用をした場合にあっては、同号の相当の理由
  - カ 目的外利用の方法
  - キ 目的外利用をした保有個人情報の項目
- (2) 外部提供（保有個人情報を区の機関以外のものへ提供することをいう。以下同じ。）をした場合にあっては、次に掲げる事項
  - ア 外部提供をした保有個人情報に係る業務の名称
  - イ 外部提供を受ける者の名称
  - ウ 外部提供を受ける者の当該個人情報の利用の目的
  - エ 外部提供が法第69条第1項の法令に基づく場合又は同条第2項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる場合のいずれに該当するかを別
  - オ 法第69条第1項の法令に基づく場合に該当し、外部提供をした場合にあっては、当該法令の名称
  - カ 法第69条第2項第3号に該当し、外部提供をした場合にあっては、同号の相当の理由
  - キ 法第69条第2項第4号に該当し、外部提供をした場合にあっては、同号に該当する理由
  - ク 外部提供の方法
  - ケ 法第70条の規定により講ずることを求めた措置の内容
  - コ 外部提供をした保有個人情報の項目
  - サ 区の機関が管理する電子計算組織と区の機関以外のものが管理する電子計算組織とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により保有個人情報の外部提供をした場合にあっては、当該方法により外部提供をした保有個人情報の項目

(開示請求の手續)

第10条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）とする。

2 開示請求をする者から法第77条第2項の規定により提示され、又は提出された書類が令第22条第1項第1号に掲げる書類のうち、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書等（本人の写真が貼付され、かつ、当該写真に浮出しプレスによる証印のあるもの又は当該写真を特殊加工してあるものに限る。）でない場合には、区の機関は、必要に応じ、同項各号に掲げる書類のうち、2以上の書類の提示又は提出を求めることができる。

(未成年者の意思の確認)

第11条 区の機関は、法第76条第2項の規定による未成年者の法定代理人による開示請求があった場

合であって、当該未成年者が満15歳に達しているときは、開示請求に係る保有個人情報法第78条第1項第1号に掲げる情報に該当するかどうかを判断するに当たって、必要に応じ、当該未成年者に当該保有個人情報の開示についての意思を確認するための書面（第2号様式）の提出を求めることができる。

（本人の意思の確認）

第12条 区の機関は、法第76条第2項の規定による本人の委任による代理人による開示請求があったときは、必要に応じ、当該本人に当該開示請求についての意思を確認するための書面（第3号様式）の提出を求めることができる。

（開示決定等の通知）

第13条 法第82条第1項の規定による通知は、開示決定通知書（第4号様式）によるものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、不開示決定通知書（第5号様式）によるものとする。

3 条例第11条第2項の規定による通知は、開示決定等期間延長決定通知書（第6号様式）によるものとする。

4 条例第12条の規定による通知は、開示決定等期限特例延長決定通知書（第7号様式）によるものとする。

5 法第85条第1項の規定による通知は、開示請求事案移送通知書（第8号様式）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 法第86条第1項の規定による通知は、意見照会書（法第86条第1項関係）（第9号様式）によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、意見照会書（法第86条第2項関係）（第10号様式）によるものとする。

3 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る開示決定通知書（第11号様式）によるものとする。

（開示の実施の方法）

第15条 保有個人情報が文書又は図画に記録されている場合における当該文書又は図画の閲覧の方法は、次の各号に掲げる文書又は図画の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

（1） 文書又は図画（次号に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に規定するもの）

（2） マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）以下の大きさの用紙に白黒で印刷したもの又は日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙にカラーで印刷したもの

2 保有個人情報が文書又は図画に記録されている場合における当該文書又は図画の写しの交付の方法は、次の各号に掲げる文書又は図画の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

（1） 文書又は図画（次号に該当するものを除く。） 当該文書又は図画を複写機によりA2判以下の大きさの用紙に白黒で複写したもの又はA3判以下の大きさの用紙にカラーで複写したもの

（2） マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA2判以下の大きさの用紙に白黒で印刷したもの又はA3判以下の大きさの用紙にカラーで印刷したもの

3 保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

（1） 録音テープ 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取

（2） ビデオテープ 当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴

（3） 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、区の機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA2判以下の大きさの用紙に白黒で出力したもの又はA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けら

れているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。)に複製したものの交付(当該電磁的記録に記録された保有個人情報に法第78条第1項に規定する不開示情報が含まれている場合を除く。)

(開示の実施の方法等の申出)

第16条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(第12号様式)によるものとする。

(写しの交付等に要する費用)

第17条 条例第10条第2項の保有個人情報の写しの交付等に要する費用は、別表のとおりとする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第18条 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手で予納する方法その他区長が別に定める方法とする。

(訂正請求の手續)

第19条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書(第13号様式)とする。

2 第10条第2項の規定は、訂正請求の手續について準用する。

3 区の機関は、法第90条第2項の規定による代理人による訂正請求があったときは、必要に応じ、当該本人に当該訂正請求についての意思を確認するための書面(第14号様式)の提出を求めることができる。

(訂正決定等の通知)

第20条 法第93条第1項の規定による通知は、訂正決定通知書(第15号様式)によるものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、不訂正決定通知書(第16号様式)によるものとする。

3 条例第13条第2項の規定による通知は、訂正決定等期間延長決定通知書(第17号様式)によるものとする。

4 条例第14条の規定による通知は、訂正決定等期限特例延長決定通知書(第18号様式)によるものとする。

5 法第96条第1項の規定による通知は、訂正請求事案移送通知書(第19号様式)によるものとする。

6 法第97条の規定による通知は、訂正実施通知書(第20号様式)によるものとする。

(利用停止請求の手續)

第21条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書(第21号様式)とする。

2 第10条第2項の規定は、利用停止請求の手續について準用する。

3 区の機関は、法第98条第2項の規定による代理人による利用停止請求があったときは、必要に応じ、当該本人に当該利用停止請求についての意思を確認するための書面(第22号様式)の提出を求めることができる。

(利用停止決定等の通知)

第22条 法第101条第1項の規定による通知は、利用停止決定通知書(第23号様式)によるものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、不利用停止決定通知書(第24号様式)によるものとする。

3 条例第15条第2項の規定による通知は、利用停止決定等期間延長決定通知書(第25号様式)によるものとする。

4 条例第16条の規定による通知は、利用停止決定等期限特例延長決定通知書(第26号様式)によるものとする。

(デジタル化推進本部)

第23条 条例第18条の規定による杉並区情報公開・個人情報保護審議会への諮問及び報告事項に関すること、区の機関が管理する電子計算組織による処理の年間運営計画に関すること並びに当該電子計算組織による処理業務その他当該電子計算組織の運営に関する重要事項の審議については、別に定めるところにより設置する杉並区デジタル化推進本部において行うものとする。

(運用状況等の公表)

第24条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報登録簿への業務の登録の状況

(2) 保有個人情報に係る業務の外部への委託の状況

- (3) 指定管理者の指定の状況
  - (4) 保有個人情報に係る業務についての労働者派遣の役務の提供の受入れの状況
  - (5) 目的外利用の状況
  - (6) 外部提供の状況
  - (7) 保有個人情報の区の機関が管理する電子計算組織への記録の状況
  - (8) 区の機関が管理する電子計算組織と区の機関以外のものが管理する電子計算組織との電気通信回線による接続の状況
  - (9) 区の機関が管理する電子計算組織による主な事務処理の状況
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 条例第19条の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 次に掲げる事項の公表 杉並区公式ホームページ及び杉並区広報へ掲載する方法
    - ア 法の運用状況のうち、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受理の状況並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する措置の状況
    - イ 前項第1号から第8号までに掲げる事項
    - ウ その他区長が必要と認める事項
  - (2) 前号に掲げる事項以外の事項の公表 杉並区公式ホームページへ掲載する方法  
(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 杉並区個人情報保護条例施行規則（昭和62年杉並区規則第27号）は、廃止する。
- 3 区の機関は、この規則の施行の際、現に行っている業務について、保有個人情報を保有しているときは、この規則の施行後遅滞なく、条例第6条第1項各号に掲げる事項を個人情報登録簿に登録するとともに、第7条各号に掲げる事項、第8条各号に掲げる事項及び第9条各号に掲げる事項を記録しなければならない。
- 4 区の機関は、この規則の施行の際、現に行っている業務について、前項の規定により個人情報登録簿に登録するまでの間、附則第2項の規定による廃止前の杉並区個人情報保護条例施行規則（以下「旧規則」という。）第1号様式により作成された個人情報登録票、旧規則第2号様式により作成された外部委託記録票、旧規則第2号の2様式により作成された労働者派遣記録票、旧規則第3号様式により作成された目的外利用記録票、旧規則第4号様式により作成された外部提供記録票、旧規則第5号様式により作成された電算入力記録票及び旧規則第5号の2様式により作成された外部結合記録票を、条例附則第2項の規定による廃止前の杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号。以下「旧条例」という。）第8条第4項及び旧規則第8条の規定の例により縦覧に供しなければならない。
- 5 区の機関は、この規則の施行の際、現に旧規則第1号の2様式により作成された個人情報ファイル記録票を、個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第177号）附則第2条において読み替えて適用する令第21条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成するまでの間、旧条例第10条の2第3項の規定の例により縦覧に供しなければならない。

別表（第17条関係）

開示の実施の方法	金額
文書、図画又は電磁的記録をA3判以下の用紙に白黒で複写、印刷又は出力したものの交付	1枚につき10円
文書、図画又は電磁的記録をA2判の用紙に白黒で複写、印刷若しくは出力したもの又はA3判以下の用紙にカラーで複写、印刷若しくは出力したものの交付	1枚につき50円
電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1枚につき400円

備考

- 1 両面に複写され、印刷され、又は複写された用紙については、片面を1枚として算定する。
- 2 開示を受ける者による用紙及び光ディスクの持参は、認めないものとする。

第1号様式

(第10条関係)

第2号様式

(第11条関係)

第3号様式

(第12条関係)

第4号様式

(第13条関係)

第5号様式

(第13条関係)

第6号様式

(第13条関係)

第7号様式

(第13条関係)

第8号様式

(第13条関係)

第9号様式

(第14条関係)

第10号様式

(第14条関係)

第11号様式

(第14条関係)

第12号様式

(第16条関係)

第13号様式

(第19条関係)

第14号様式

(第19条関係)

第15号様式

(第20条関係)

第16号様式

(第20条関係)

第17号様式

(第20条関係)

第18号様式

(第20条関係)

第19号様式

(第20条関係)

第20号様式

(第20条関係)

第21号様式

(第21条関係)

第22号様式

(第21条関係)

第23号様式

(第22条関係)

第24号様式

(第22条関係)

第25号様式  
(第22条関係)  
第26号様式  
(第22条関係)

# 杉並区個人情報保護に関する安全管理措置等基準

令和5年3月31日  
杉並第71119号

改正 令和6年3月29日杉並第72396号

## (目的)

第1条 この基準は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項、杉並区個人情報保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号。以下「条例」という。）及び杉並区個人情報保護に関する規則（令和5年杉並区規則第21号。以下「規則」という。）に基づき、杉並区（以下「区」という。）の機関が講じる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のための必要かつ適切な措置の実施等について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この基準で使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、法、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、条例及び規則で使用する用語の例による。

2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 課 杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号。以下「会計事務規則」という。）第2条第1号に規定する課をいう。

(2) 課長 会計事務規則第2条第2号に規定する課長をいう。

(3) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 区の職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同法第3条第3項第3号に規定する臨時及び非常勤職員

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、区の機関の事務又は事業に従事している者

ウ 区の機関から事務又は事業の委託を受けた者及びその受託業務に従事している者

エ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者

(4) 情報システム 電子計算組織、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

## (対象範囲)

第3条 この基準の対象となるのは、条例第3条に定める区の機関とする。

## (個人情報保護統括責任者等)

第4条 区長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、個人情報保護統括責任者、個人情報保護統括管理者、個人情報保護管理責任者、個人情報保護担当者及び個人情報保護監査責任者を設置しなければならない。

2 個人情報保護統括責任者は、政策経営部区政イノベーション担当部長とし、区における保有個人情報の管理に関する事務を統括する。

3 個人情報保護統括管理者は、政策経営部情報管理課長とし、個人情報保護統括責任者を補佐するとともに、全庁的な個人情報の安全管理措置の運用及び職員研修計画の策定並びに研修実施に関する事務を担当する。

- 4 個人情報保護管理責任者は、各課の課長（議会事務局次長を除く。）、子供園長、農業委員会事務局長及び区立の学校長とし、所管する課における個人情報の安全管理措置の実施手順書の策定及び保有個人情報の適切な管理に関する事務を担当する。
- 5 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理責任者が所管する課の職員から指名する。
- 6 前項の規定により指名される個人情報保護担当者は、個人情報保護管理責任者を補佐し、個人情報保護管理責任者が所管する課における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。
- 7 個人情報保護監査責任者は、政策経営部情報管理課長とし、保有個人情報の管理の状況について監査する。

（研修）

第5条 個人情報保護統括管理者は、次に掲げる事項を踏まえた職員研修計画を策定し、これに基づき研修を実施しなければならない。

- (1) 保有個人情報を取り扱う職員等に対しては、保有個人情報の取扱いに係る理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修であること。
  - (2) 保有個人情報を取り扱う情報システムを管理する職員等に対しては、保有個人情報を適切に管理するための情報システムの管理、運用及び安全管理措置に関する研修であること。
  - (3) 個人情報保護管理責任者及び個人情報保護担当者に対しては、所管する課における保有個人情報の適切な管理のための研修であること。
- 2 個人情報保護管理責任者は、所管する課の職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のため、個人情報保護統括管理者が実施する研修への参加の機会を付与しなければならない。

（職員等の責務）

第6条 職員等は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等のほか、個人情報保護統括責任者、個人情報保護統括管理者、個人情報保護管理責任者及び個人情報保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

（アクセス制限）

第7条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上での必要最小限の範囲に限定しなければならない。

- 2 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 アクセス権限を有する職員等は、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

（複製等の制限）

第8条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を取り扱う職員等が業務上の目的で次に掲げる行為を行うに当たり、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる範囲を必要最小限に限定しなければならない。

- (1) 保有個人情報の複製
  - (2) 保有個人情報の送信
  - (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付及び持ち出し
  - (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 2 職員等は、前項に掲げる行為を行うときは、個人情報保護管理責任者の指示に従わなければならない。

（誤りの訂正等）

第9条 職員等は、保有個人情報の内容に誤りがあることを知ったときは、個人情報保護管理責任者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第10条 職員等は、個人情報保護管理責任者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫等へ保管し、又は施錠等を行わなければならない。

2 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出すときは、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

(誤送付等の防止)

第11条 個人情報保護管理責任者は、職員等による保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員等による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

(委託先への保有個人情報の引渡し)

第12条 職員等は、委託先に保有個人情報を引き渡すに当たり、誤った相手方への引渡しを防止するため、委託契約の相手方であることを証するものの提示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第13条 職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下同じ。）が不要となったときは、個人情報保護管理責任者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能となる方法による当該保有個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の消去又は保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託するとき（2以上の段階にわたる委託を含む。）は、必要に応じて職員等が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を提出させる等の方法により、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するために必要な措置を講じなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第14条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

(外的環境の把握)

第15条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報が外国において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(アクセス制御)

第16条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。第17条から第27条まで、第29条及び第30条において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報保護管理責任者は、前項の規定による措置を講ずるに当たっては、パスワード等の管理

に係るルール等を整備(その定期又は随時の見直しを含む。第31条第4項において同じ。)し、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

第17条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報保護管理責任者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス状況の監視)

第18条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含み、又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示される機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者権限の設定)

第19条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限を不正に窃取された場合における被害を最小化し、又は内部からの不正操作等を防止するため、当該管理者権限を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

第20条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第21条 個人情報保護管理責任者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがあるもの(以下「漏えい等」という。)の発生を防止するため、ソフトウェアに関する公開されたぜい弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

(情報システムにおける保有個人情報の処理)

第22条 職員等は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行うときは、その対象を必要最小限にとどめ、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。

2 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて随時に、前項の規定による消去等の実施状況を重点的に確認しなければならない。

(暗号化)

第23条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化(適切なパスワードの設定、その漏えい防止の措置等を含む。以下同じ。)のために必要な措置を講じなければならない。

2 職員等は、個人情報保護管理責任者の指示に従い、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化の処理を行わなければならない。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第24条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その漏えい等を防止するため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器及び媒体の情報システム端

末等への接続の制限等の必要な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

第25条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講じなければならない。

(端末の盗難防止等)

第26条 個人情報保護管理責任者は、端末の盗難又は紛失を防止するため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 職員等は、個人情報保護管理責任者が必要と認める場合を除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第27条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(入力情報の照合等)

第28条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報の照合等を行わなければならない。

(バックアップの実施)

第29条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第30条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(入退管理)

第31条 保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する部屋その他の区域（以下「サーバ室等」という。）を管理する個人情報保護管理責任者は、サーバ室等に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化又は部外者が立ち入る場合の職員等の立会いのほか、監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。

2 サーバ室等を管理する個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合、必要があると認めるときは、前項と同様の措置を講じなければならない。

3 サーバ室等を管理する個人情報保護管理責任者は、必要があると認めるときは、サーバ室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じなければならない。

4 サーバ室等を管理する個人情報保護管理責任者は、サーバ室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に係るルール等を整備し、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(サーバ室等の管理)

第32条 サーバ室等を管理する個人情報保護管理責任者は、外部からの不正な侵入に備え、サーバ室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講じなければならない。

2 サーバ室等を管理する個人情報保護管理責任者は、災害等に備え、サーバ室等に耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

(サイバーセキュリティの確保)

第33条 個人情報保護管理責任者は、個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げるサイバーセキュリティに関する対策の基準等を踏まえ、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保しなければならない。

(事案の報告及び再発防止措置)

第34条 職員等は、保有個人情報の漏えい等の安全管理上問題となる事案が発生し、又はその発生のおそれを認識したときは、直ちに当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた個人情報保護管理責任者は、速やかに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行うことができる措置については、直ちに行わなければならない。

3 第1項の規定による報告を受けた個人情報保護管理責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、速やかに個人情報保護統括責任者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生したときは、直ちに個人情報保護統括責任者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた個人情報保護統括責任者は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに区長に報告しなければならない。

5 個人情報保護管理責任者は、第1項に規定する事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している他の課等に再発防止措置の内容を共有しなければならない。

(法に基づく報告及び通知)

第35条 前条に定めるもののほか、個人情報保護統括責任者は、漏えい等が発生した場合であって、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要するときは、同条に規定する措置を講じるとともに、速やかに所定の手続を行い、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力しなければならない。

(公表等)

第36条 個人情報保護統括責任者は、漏えい等が発生した場合であって、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、個人情報保護統括責任者は、発生した事案が区民等の不安を招くおそれがある場合、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会へ情報提供を行わなければならない。

(監査実施計画の立案及び実施への協力)

第37条 個人情報保護監査責任者は、監査の実施に当たり、監査実施計画を策定し、杉並区デジタル・セキュリティ部会（杉並区デジタル・セキュリティ部会設置要領（令和5年3月31日杉並第

70067号) 第1条に規定する部会をいう。以下「部会」という。)に報告しなければならない。

2 監査を受ける職員等は、監査の実施に協力しなければならない。

(監査結果の報告)

第38条 個人情報保護監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第4条から第36条までに規定する措置の状況その他の保有個人情報の管理の状況について監査を行い、その結果を取りまとめ、部会に報告しなければならない。

(自己点検の実施)

第39条 個人情報保護管理責任者は、所管する課における第4条から第34条までに規定する措置の状況について、毎年度及び必要に応じて自己点検を実施し、その結果を個人情報保護統括管理者に報告しなければならない。

2 前項に規定する自己点検は、別に定める自己点検表(個人情報の安全管理措置)により実施する。

(自己点検結果の報告)

第40条 個人情報保護統括管理者は、前条の規定により個人情報保護管理責任者が実施した自己点検結果及びその結果に基づく改善策を取りまとめ、部会に報告しなければならない。

(評価及び見直し)

第41条 個人情報保護統括責任者、個人情報保護統括管理者及び個人情報保護管理責任者は、監査又は自己点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じなければならない。

(個人情報の保有等に伴う措置)

第42条 個人情報保護管理責任者は、業務を行うに当たり、個人情報を保有するとき又は保有個人情報の利用目的を変更するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象となる個人の範囲を確認すること。
- (2) 保有する個人情報の利用目的をできる限り特定すること。
- (3) 保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないことを確認すること。
- (4) 利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲であることを確認すること。
- (5) 本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときは、利用目的を明示する方法を確認すること。(法第62条各号のいずれかに該当する場合を除く。)
- (6) 本人以外から個人情報を取得するときは、根拠法令又は相当の理由を確認すること。

2 個人情報保護管理責任者は、業務を行うに当たり、個人情報を保有するときは、前項に掲げる事項について自己点検を行わなければならない。

3 前項に規定する自己点検は、別に定める自己点検表(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)により実施する。

(委託等に伴う措置)

第43条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするとき又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容を確認すること。
- (2) 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めること。
- (3) 契約の締結に当たり、次に掲げる事項を契約書等に明記すること。

- ア 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項
  - イ 保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託する場合にあっては、再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項（当該再委託先が、委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合も同様とする。）
  - ウ 指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合にあっては、委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項（当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。）
  - エ 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項
  - オ 個人情報の複製等の制限に関する事項
  - カ 個人情報の安全管理措置に関する事項
  - キ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
  - ク 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項
  - ケ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
  - コ 保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託する場合にあっては、契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
  - サ 指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合にあっては、契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。）
  - シ 関係法令の遵守に関する事項
- (4) 委託先又は指定管理者における責任者、業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認すること。
  - (5) 委託先又は指定管理者に取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性を確認すること。
  - (6) 委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うこと。
  - (7) 委託先が再委託を行う場合にあっては、委託先に第1号から第5号までの措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者が前号の措置を実施すること。（保有個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合（再々委託以降に委託を行う場合を含む。）を含む。）
  - (8) 指定管理者が委託を行う場合において、指定管理者が講じる措置については、前号の規定の例による。
  - (9) 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずること。
  - (10) 委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずること。

2 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を取り扱う業務の処理を外部に委託し、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、前項に規定する事項について自己点検を行わなければならない。

3 前項に規定する自己点検は、別に定める自己点検表（外部委託・指定管理者）により実施する。  
（労働者派遣に伴う措置）

第44条 労働者派遣の役務の提供を受ける場合において、個人情報保護管理責任者が講じる措置については、前条第1項第1号、第3号、第5号、第9号及び第10号の規定の例による。

2 個人情報保護管理責任者は、労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、前項の規定により講じる措置について自己点検を行わなければならない。

3 前項に規定する自己点検は、別に定める自己点検表（労働者派遣）により実施する。  
（目的外利用又は外部提供に伴う措置）

第45条 個人情報保護管理責任者は、業務を行うに当たり、目的外利用又は外部提供を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 目的外利用又は外部提供する保有個人情報の範囲及びその妥当性を確認すること。

（2） 法令に基づき目的外利用又は外部提供を行う場合にあっては、当該法令の規定を確認すること。

（3） 法令に基づかない目的外利用又は外部提供を行う場合にあっては、法第69条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当すること及びその理由を確認すること。

（4） 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき次号及び第6号に規定する措置を講ずること。

（5） 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすこと。

（6） 前号に定めるもののほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずること。

（7） 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずること。

（8） 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、法令に基づく場合及び法第69条第2項第4号に該当する場合を除き、法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得ること。

（9） 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供すること。

（10） 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合において、当該第三者に対し講じる措置については、同項の規定の例による。

- 2 個人情報保護管理責任者は、業務を行うに当たり、目的外利用又は外部提供を行うときは、前項に規定する事項について自己点検を行わなければならない。
- 3 前項に規定する自己点検は、別に定める自己点検表（目的外利用・外部提供）により実施する。  
（電子計算組織への記録に伴う措置）

第46条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及びその妥当性を確認すること。
- (2) 保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たり、次の事項を確認すること。
  - ア 記録する保有個人情報の件数
  - イ 操作員数
  - ウ 操作員の種別
  - エ データ処理件数
  - オ 操作端末の種別
- (3) 保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて必要な措置を講ずること。
- (4) アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定すること。
- (5) 保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定すること。

2 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するとき、前項に規定する事項について自己点検を行わなければならない。

- 3 前項に規定する自己点検は、別に定める自己点検表（電算入力）により実施する。  
（電子計算組織の結合に伴う措置）

第47条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を処理するため、外部結合（区の機関が管理する電子計算組織と区の機関以外のものが管理する電子計算組織とを電気通信回線で接続することをいう。以下同じ。）を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 外部結合によって提供する保有個人情報の範囲及びその妥当性を確認すること。
- (2) 外部結合によって取得する個人情報の範囲及びその妥当性を確認すること。
- (3) 外部結合の相手方を確認すること。
- (4) 外部結合の方法を確認すること。
- (5) 法令に基づき外部結合による保有個人情報の提供を行う場合にあっては、当該法令の規定を確認すること。
- (6) 法令に基づかない外部結合による保有個人情報の提供を行う場合にあっては、保有個人情報を外部結合によって提供する相当の理由を確認すること。ただし、外部提供のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第69条第2項第1号、第3号及び第4号のいずれかに該当すること及びその理由を確認すること。
- (7) 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、次号及び第9号に規定する措置を講ずること。
- (8) 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によつ

て提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすこと。

- (9) 前号に定めるもののほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずること。
  - (10) 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずること。
  - (11) 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法令に基づく場合及び法第69条第2項第4号に該当する場合を除き、法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得ること。
  - (12) 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供すること。
  - (13) 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合において、当該第三者に対し講じる措置については、同項の規定の例による。
- 2 個人情報保護管理責任者は、外部結合を行うときは、前項に規定する事項について自己点検を行わなければならない。
  - 3 前項に規定する自己点検は、別に定める自己点検表（外部結合）により実施する。  
（部会への報告）

第48条 個人情報保護管理責任者は、第42条から前条までの規定により実施した自己点検の結果について、これらの規定により作成した自己点検表を添えて部会に報告し、その内容について承認を受けなければならない。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日杉並第72396号）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

# 杉並区デジタル・セキュリティ部会設置要領

令和5年3月31日  
杉並第70067号

改正 令和5年4月1日杉並第9961号  
(設置)

令和6年3月28日杉並第72285号

第1条 杉並区区政イノベーション本部設置要綱(令和6年3月26日杉並第72075号)第8条第1項の規定に基づき、杉並区デジタル・セキュリティ部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政のデジタル化の総合的な推進に関する個別事項の検討に関すること。
- (2) 杉並区情報セキュリティ基本方針及び杉並区情報セキュリティ対策基準(平成29年3月24日杉並第63727号)の策定等に関すること。
- (3) 情報セキュリティマネジメント・サイクルの維持に関すること。
- (4) リスクマネジメントのための環境整備に関すること。
- (5) 情報セキュリティ内部監査に関すること。
- (6) 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例(昭和61年杉並区条例第41号)、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例(平成13年杉並区条例第44号)、杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例(平成16年杉並区条例第17号)及び杉並区個人情報の保護に関する条例(令和5年杉並区条例第6号)の規定による杉並区情報公開・個人情報保護審議会への諮問及び報告事項に関すること。
- (7) 電子計算組織による処理の年間運営計画に関すること。
- (8) 電子計算組織による処理業務その他電子計算組織の運営に関する重要事項に関すること。
- (9) その他行政のデジタル化に関する事項

(部会長及び副部会長)

第3条 部会長は、政策経営部区政イノベーション担当部長とする。

2 副部会長は、政策経営部情報管理課長及び政策経営部デジタル戦略担当課長とする。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する副部会長がその職務を代理する。

(部会の構成員)

第4条 部会は、部会長及び副部会長のほか、部会長が指名する次に掲げる職員(以下「部会員」という。)をもって構成する。

政策経営部企画課長

総務部総務課長

区民生活部管理課長

保健福祉部管理課長

子ども家庭部管理課長

都市整備部管理課長

環境部環境課長

教育委員会事務局庶務課長

その他部会長が特に必要と認める者 6名以内

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めたときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて会議の内容を杉並区区政イノベーション本部に報告する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、政策経営部情報管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日杉並第9961号）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日杉並第72285号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

# 杉並区区政イノベーション本部設置要綱

令和6年3月26日  
杉並第72075号

(設置)

第1条 この要綱は、区民サービスの更なる向上を図るため、区における区政経営改革、協働及び行政のデジタル化を総合的に推進することを目的として、杉並区区政イノベーション本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 区政経営改革、協働及び行政のデジタル化の総合的な推進に関すること。
- (2) 区政経営改革、協働及び行政のデジタル化に係る施策の調整に関すること。
- (3) その他区政経営改革、協働及び行政のデジタル化に関する重要事項

(構成)

第3条 本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

(本部長)

第4条 本部に本部長を置き、区長をもって充てる。

2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

(副本部長)

第5条 本部に副本部長を置き、政策経営部を担任する副区長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本部長は、必要に応じ会議を招集し、議事を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第7条 本部の事務を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、政策経営部区政イノベーション担当部長をもって充てる。

4 前条第2項の規定は、幹事会について準用する。この場合において、同項中「本部長」とあるのは「幹事長」と、「本部員」とあるのは「幹事会員」とする。

(部会)

第8条 区政経営改革、協働及び行政のデジタル化の総合的な推進に関する個別事項について検討を行うため、本部に次の部会を置く。

- (1) 業務改革部会
- (2) 協働推進部会
- (3) デジタル・セキュリティ部会
- (4) 施設マネジメント部会
- (5) 組織部会
- (6) 内部統制評価部会

2 前項に定めるもののほか、本部長は、本部に必要な部会を置くことができる。

3 部会長は、本部員又は幹事会員の中から本部長が指名する。

4 部会員は、部会長が関係職員の中から指名する。

5 部会長は、部会を招集し、会務を総括する。

6 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(検討グループ)

第9条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に検討グループを置くことができる。

2 検討グループの長及び構成員は、部会長が関係職員の中から指名する。

3 検討グループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 本部の庶務は、政策経営部企画課及び政策経営部情報管理課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 杉並区区政経営改革推進本部設置要綱(昭和60年8月28日庁議決定第7号)、杉並区協働推進本部設置要綱(平成25年2月19日杉並第55225号)、杉並区デジタル化推進本部設置要綱(令和4年3月31日杉並第67431号)、杉並区住民情報系システム標準化検討部会設置要領(令和3年7月5日杉並第18628号)、杉並区働き方改革検討部会設置要領(令和5年5月12日杉並第8358号)及び杉並区地理情報システム構築・運用部会設置要領(平成19年10月16日杉並第48292号)は、廃止する。

別表第1 (第3条関係)

区長
副区長
教育長
政策経営部長
政策経営部区政イノベーション担当部長
政策経営部施設マネジメント担当部長
政策経営部事業調整担当部長
総務部長
総務部危機管理室長
区民生活部長
区民生活部文化・スポーツ担当部長
産業振興センター所長
保健福祉部長
保健福祉部高齢者担当部長
保健福祉部健康担当部長
杉並保健所長
子ども家庭部長
都市整備部長
都市整備部まちづくり担当部長
都市整備部土木担当部長
環境部長
会計管理室長
教育委員会事務局次長
教育委員会事務局教育政策担当部長
教育委員会事務局学校整備・支援担当部長
教育委員会事務局生涯学習担当部長

別表第2 (第7条関係)

政策経営部区政イノベーション担当部長
政策経営部企画課長
政策経営部区政経営改革担当課長
政策経営部公民連携担当課長
政策経営部施設マネジメント担当課長
政策経営部財政課長

政策経営部情報管理課長
政策経営部デジタル戦略担当課長
政策経営部情報システム担当課長
総務部総務課長
総務部人事課長
教育委員会事務局庶務課長

〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

改正	平成16年3月19日条例第20号	平成17年6月20日条例第23号
	平成18年10月18日条例第36号	平成20年3月14日条例第19号
	平成24年6月26日条例第31号	平成27年10月16日条例第31号
	令和元年10月15日条例第15号	令和4年12月6日条例第31号
	令和5年3月15日条例第6号	令和6年3月18日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に規定する事務を管理し、又は執行するに当たり、住民票及び戸籍の附票に記載されている事項（以下「住民票等記載事項」という。）の適正な管理のために区長が講ずべき事項等を定め、これを明らかにすることにより、区民の個人情報の保護を図ることを目的とする。

一部改正〔平成20年条例19号〕

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

一部改正〔平成24年条例31号〕

(区長の責務)

第3条 区長は、住民基本台帳事務の処理に当たり、区民に関する正確な記録が行われるよう事務処理の適正化を図るとともに、住民票等記載事項の漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成20年条例19号〕

(電気通信回線による他の市町村長への通知)

第3条の2 法第9条第3項、第12条の4第5項、第19条第4項及び第24条の2第7項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、次のとおりとする。

(1) 法第9条第1項に規定する他の市町村から区内に住所を変更した者につき住民票の記載をした旨

(2) 法第12条の4第2項及び第3項に規定する政令で定める事項

(3) 法第19条第1項に規定する本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項

(4) 法第24条の2第3項に規定する政令で定める事項

(5) 法第24条の2第5項に規定する最初の転入届等を受けた旨

一部改正〔平成20年条例19号・24年31号・令和4年31号〕

(電気通信回線による東京都知事への通知)

第4条 法第30条の6第2項及び令第13条第4項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名（外国人住民にあつては、住民票に記載されている通称を含む。）

(2) 旧氏記載者にあつては、住民票に記載されている旧氏

(3) 出生の年月日

(4) 男女の別

(5) 住所

(6) 個人番号

(7) 住民票コード

(8) 法第30条の6第1項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの

(9) 令第13条第3項に規定する法第9条第1項の規定による通知を受けた旨

一部改正〔平成24年条例31号・27年31号・令和元年15号〕

(審議会への報告等)

第5条 区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信

回線を通じて送受信を行った住民票に記載されている事項(以下この項及び次条第1項において「住民票記載事項」という。)の処理状況並びに当該処理により発生した苦情(住民票記載事項に係るものに限る。)及びその処理の内容について、毎年1回以上、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。

2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第9条第1項の規定による他の市町村から区内に住所を変更した者に係る当該他の市町村長への通知
- (2) 法第9条第1項の規定による区から他の市町村の区域内に住所を変更した者に係る区長への通知
- (3) 法第12条の4第2項の規定による政令で定める事項の住所地市町村長への通知
- (4) 法第12条の4第3項の規定による政令で定める事項の交付地市町村長への通知
- (5) 法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項の本籍地の市町村長への通知
- (6) 法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項の区長への通知
- (7) 法第24条の2第3項及び第6項の規定による政令で定める事項の転入予定地市町村長及び転入地市町村長への通知
- (8) 法第24条の2第5項の規定による最初の転入届等を受けて行う転出地市町村長への通知
- (9) 法第30条の6第1項(令第30条の14第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び令第13条第3項の規定による前条各号に掲げる事項の東京都知事への通知

3 区長は、第1項に掲げる事項について、審議会に報告後、区民に公表するものとする。

一部改正〔平成20年条例19号・24年31号・27年31号・令和元年15号・4年31号〕

(不適正利用に対する措置)

第6条 区長は、住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、地方公共団体情報システム機構その他の関係者(以下この条において「国等」という。)に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

2 区長は、前項の規定による国等からの報告又は調査により、区民の基本的人権が侵害されると判断したときは、区民の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

3 区長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、広く区民の意見を求めるとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

4 区長は、区民の基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、報告の要請又は意見の聴取を行わずに必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について速やかに公表するものとする。

一部改正〔平成27年条例31号・令和5年6号〕

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の制限)

第7条 区長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付又は戸籍の附票の写しの交付(次項において「住民基本台帳の一部の写しの閲覧等」という。)の請求又は申出を認めるべきか否かを判断するときは、基本的人権の尊重の観点に立って行わなければならない。

2 区長は、本人からの申出があり、かつ、当該本人の生命、身体、財産その他の権利利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、当該本人に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧等について、必要な措置を講ずることができる。

一部改正〔平成17年条例23号・18年36号・20年19号〕

(不適正取得の禁止等)

第8条 何人も、偽りその他不正の手段により区が保有する住民票等記載事項を取得し、若しくは取得させ、又は法令に基づく場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、取得目的以外の目的のために当該住民票等記載事項により知り得た事項を利用し、若しくは第三者に提供してはならない。

- 2 区長は、前項の規定に違反する行為（法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係るものを除く。）をしたと認める者に対し、当該住民票等記載事項により知り得た事項の消去、記録された媒体の回収その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

全部改正〔平成18年条例36号〕、一部改正〔平成20年条例19号〕

（関係人に対する調査等）

第9条 区長は、前条第2項及び法第11条の2第8項から第10項までの規定による措置に関し、必要な調査をすることができる。

- 2 区長は、前項に規定する調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に関係人に対し質問をさせ、又は文書その他の物件の提出を求めさせることができる。
- 3 前項の規定により質問をし、又は文書その他の物件の提出を求める職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成18年条例36号〕

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

（過料）

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条第2項の規定による命令を受け、当該命令に従わないとき。
- (2) 第9条第2項の規定による質問に対し、回答をせず、若しくは虚偽の回答をしたとき、又は文書その他の物件の提出を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは虚偽の文書を提出したとき。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（平成14年規則第64号で第1条から第3条まで、第6条、第10条及び附則第2項の規定は、平成14年7月5日から施行）

（平成14年規則第72号で第4条、第5条（第2項第1号から第6号までを除く。）、第7条から第9条まで及び第11条の規定は、平成14年8月5日から施行）

（平成20年規則第105号で第5条第2項第1号から第6号までの規定は、平成21年1月4日から施行）

- 2 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和61年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成16年3月19日条例第20号）

改正 平成20年3月14日条例第19号

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成20年規則第106号で平成21年1月4日から施行）

附 則（平成17年6月20日条例第23号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年10月18日条例第36号）

- 1 この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成18年法律第74号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年3月14日条例第19号）

- 1 この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）の施行の日から施行する。

2 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（平成16年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成24年6月26日条例第31号）抄

1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。

6 外国人住民については、平成25年7月7日までは、第3条の規定による改正後の杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第3条の2から第5条まで（第3条の2第1号並びに第5条第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、適用しない。

附 則（平成27年10月16日条例第31号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成28年1月1日から施行する。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる住民基本台帳カードに係る杉並区情報公開・個人情報保護審議会への報告及び区民への公表については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月15日条例第15号）

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

附 則（令和4年12月6日条例第31号）

この条例は、令和5年2月6日から施行する。

附 則（令和5年3月15日条例第6号）抄

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日条例第13号）

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

注 令和6年3月18日条例第13号により、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行

第3条の2中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

（5） 法第19条第2項に規定する戸籍の記載又は記録と合わない旨

（6） 法第19条第3項に規定する戸籍の附票に記載をしてある事項

第3条の2中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 法第9条第2項に規定する住民票の記載等をすべき事項

第4条中「及び」の次に「第30条の41第2項並びに」を加え、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9） 法第30条の41第1項に規定する戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報

第5条第1項中「住民票に記載されている事項（以下この項及び次条第1項において「住民票記載事項」という。）」を「第3条の2各号及び前条各号に掲げる事項」に、「住民票記載事項に」を「住民票等記載事項に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項に掲げる事項」を「前項に規定する事項」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第1項中「住民票記載事項」を「住民票等記載事項」に改める。

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則

平成14年8月1日

規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 条例第5条第3項の規定による公表は、区広報紙への掲載等の方法により行うものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第9条第3項の証明書は、第1号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成14年8月5日から施行する。

第1号様式

(第3条関係)

改正 令和5年3月15日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、防犯カメラの設置及び利用に関し、基本原則及び必要な事項を定めることにより、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、区民等の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置（犯罪の予防を従たる目的として設置されるものを含む。）で、画像表示装置及び録画装置を備えるものをいう。

(2) 画像 防犯カメラにより記録された画像であつて、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラを設置し、又は利用するものは、区民等がその容ぼう・姿態をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱い（以下「防犯カメラの設置等」という。）に関し、適正な措置を講ずるように努めるものとする。

(設置利用基準の届出)

第4条 次に掲げるものが、道路、公園その他規則で定める多数の者が来集する場所に防犯カメラを設置しようとする場合には、規則で定めるところにより、防犯対象区域その他の防犯カメラの設置及び利用に関する基準を定め、これを区長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 杉並区

(2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく振興組合及び振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく商店街協同組合

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体

(4) その他規則で定めるもの

(防犯カメラ取扱者の義務等)

第5条 前条の規定による届出の義務のあるもの（以下「届出義務者」という。）で防犯カメラを設置しようとするものは、その取り扱う防犯カメラの管理及び利用を適切に行わせるために、防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら防犯カメラ管理責任者となる防犯対象区域については、この限りでない。

2 届出義務者で防犯カメラを設置したものは、規則で定めるところにより、防犯対象区域ごとに、その見やすい場所に、防犯カメラ管理責任者の氏名、防犯カメラを設置している旨その他規則で定める事項を表示しなければならない。

第6条 届出義務者で防犯カメラを設置したものと及び防犯カメラ管理責任者（以下「防犯カメラ取扱者」という。）は、画像（当該防犯カメラにより記録されたものに限る。以下同じ。）から知り得た区民等の情報を他に漏らしてはならない。防犯カメラ取扱者でなくなった後においても同様とする。

2 防犯カメラ取扱者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第11項に規定する行政機関等及び同法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者を除く。第5項において同じ。）は、次に掲げる場合を除き、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(1) 画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合

(2) 法令に定めがある場合

(3) 区民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

- 3 防犯カメラ取扱者は、画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。
- 4 防犯カメラ取扱者は、画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 防犯カメラ取扱者は、本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。
- 6 防犯カメラ取扱者は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

一部改正〔令和5年条例6号〕

(報告の徴収等)

第7条 区長は、必要があると認めるときは、防犯カメラ取扱者に対し、その取り扱う防犯カメラの設置等について報告を求めることができる。

- 2 区長は、前項の報告により、第4条、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項、第2項、第3項若しくは第4項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該防犯カメラ取扱者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(苦情の申立て)

第8条 区民等は、防犯カメラの設置等について、区長に対し、苦情を申し立てることができる。

- 2 区長は、前項の規定により苦情の申立てを受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとする。
- 3 区長は、第1項の苦情の処理について個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、杉並区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

一部改正〔令和5年条例6号〕

(公表)

第9条 区長は、第7条第2項の勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。ただし、勧告を行ういとまがないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、勧告を行わないでその旨を公表することができる。

- 2 区長は、毎年1回以上、第4条の規定による届出の状況、前条第1項の苦情の処理状況その他規則で定める事項を公表しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に道路、公園その他規則で定める多数の者が来集する場所に防犯カメラを設置しているもので、第4条各号のいずれかに該当するものは、施行日から起算して1月以内に、規則で定めるところにより、当該防犯カメラの設置及び利用に関する基準を定め、これを区長に届け出なければならない。この場合において、当該届出は、同条の規定によりされた届出とみなす。
- 3 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和61年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月15日条例第6号）抄

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

改正 平成19年9月21日規則第104号

平成30年7月31日規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(多数の者が来集する場所)

第3条 条例第4条前段の規則で定める多数の者が来集する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 鉄道の駅のコンコース（自由通路の部分に限る。）
- (2) 一の建物（一の建物として大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）で定めるものを含む。）であって、その建物内の小売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）及び飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が3,000平方メートルを超える施設
- (3) 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する施設であって、入場者定員500人以上のもの
- (4) 杉並区（以下「区」という。）が設置する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設として廃止した後、当該公の施設の設置の目的を達成するために行った事業と同種の事業の用に供するため、貸与する施設を含む。）
- (5) 区が行う学童クラブ事業及びグループ保育事業の実施場所
- (6) 杉並区区有通路条例（平成13年杉並区条例第55号）第2条に規定する区有通路
- (7) 子どもの遊戯又は地域住民のレクリエーションの場のうち別に定める場所
- (8) 河川
- (9) 杉並区公共溝渠条例（昭和28年杉並区条例第13号）第2条に規定する公共溝渠  
一部改正〔平成30年規則63号〕

(防犯カメラ設置利用基準)

第4条 条例第4条前段の規定により届出義務者が防犯カメラの設置及び利用に関する基準に定めなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 防犯対象区域
- (3) 防犯カメラ管理責任者その他の防犯カメラの管理に従事する者の指定
- (4) 画像の保存方法及び保存期間
- (5) 前号に掲げるもののほか、画像の安全管理措置
- (6) 苦情処理の手続

(防犯カメラ設置利用基準届等)

第5条 条例第4条前段の規定による届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日の10日前までに、防犯カメラ設置利用基準届（第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第4条後段の規定による届出は、変更の日の10日前までに、防犯カメラ設置利用基準変更届（第2号様式）により行わなければならない。

(防犯カメラ廃止届)

第6条 届出義務者が防犯カメラについてその使用を廃止したときは、その者は、使用を廃止した日から10日以内に防犯カメラ廃止届（第3号様式）により区長に届け出なければならない。

(条例第4条第4号の規則で定めるもの)

第7条 条例第4条第4号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 商店会
- (3) 犯罪の防止に関する自主的な活動を行う区民の団体
- (4) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者

- (5) 第3条第2号に規定する施設を設置している者及び当該施設において小売業及び飲食店業を行っている者又は当該施設を設置しようとする者及び当該設置しようとする施設において小売業及び飲食店業を行おうとする者
- (6) 興行場法第2条の2に規定する営業者
- (7) 区から事務又は事業の委託を受けた者及び指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)
- (8) 第3条第4号括弧書に規定する施設において事業を営業者  
一部改正〔平成19年規則104号〕

(表示)

第8条 条例第5条第2項の規定による表示は、防犯対象区域ごとに、当該防犯対象区域の主要な出入口その他の必要な箇所に、同条の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。

(条例第5条第2項の規則で定める事項)

第9条 条例第5条第2項の規則で定める事項とは、防犯カメラ管理責任者の住所及び連絡先とする。

(勧告)

第10条 条例第7条第2項の勧告は、勧告書(第4号様式)により行うものとする。

(公表)

第11条 条例第9条第1項又は第2項の規定による公表は、杉並区広報への掲載その他の方法により行うものとする。

2 条例第9条第2項の規則で定める事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告の徴収の状況
- (2) 条例第7条第2項の規定による勧告の状況

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規則で定める多数の者が来集する場所は、第3条各号に掲げる場所とする。
- 3 条例附則第2項の規定により定める防犯カメラの設置及び利用に関する基準並びにその届出については、第4条及び第5条第1項の規定を準用する。

附 則 (平成19年9月21日規則第104号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月31日規則第63号)

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

第1号様式

(第5条関係)

第2号様式

(第5条関係)

第3号様式

(第6条関係)

第4号様式

(第10条関係)

改正	平成28年3月16日条例第3号	平成28年6月16日条例第31号
	平成28年12月7日条例第42号	令和元年12月6日条例第19号
	令和3年10月15日条例第26号	令和4年10月19日条例第25号
	令和5年3月15日条例第9号	令和6年3月18日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和3年条例26号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

一部改正〔令和6年条例2号〕

(区の責務)

第3条 区は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び区長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 区長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

一部改正〔令和6年条例2号〕

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出が

あったものとみなす。

一部改正〔令和3年条例26号〕

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 施行日から個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日までの間における第1条及び第5条第1項の規定の適用については、これらの規定中「第19条第10号」とあるのは、「第19条第9号」とする。

附 則（平成28年3月16日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月16日条例第31号）

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年12月7日条例第42号）

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和元年12月6日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月15日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月19日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月15日条例第9号）抄

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日条例第2号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 区長	杉並区児童育成手当条例（昭和46年杉並区条例第19号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 区長	杉並区心身障害者福祉手当条例（昭和47年杉並区条例第28号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 区長	杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年杉並区条例第16号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 区長	杉並区難病患者福祉手当条例（昭和52年杉並区条例第10号）による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 区長	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年杉並区条例第23号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 区長	杉並区高齢者住宅条例（平成9年杉並区条例第26号）による区立高齢者住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6の2 区長	杉並区保育料等に関する条例（平成27年杉並区条例第18号）による区立保育所等延長保育料の決定及び変更並びに保育料及び区立保育所等延長保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
7 区長	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定

	及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
8 区長	高齢者、ひとり親、障害者等に対する居室の応急的な提供に関する事務であって規則で定めるもの
9 区長	ひとり親家庭の父又は母の高等学校卒業程度認定試験に係る支援に関する事務であって規則で定めるもの
10 区長	介護サービス利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11 削除	
12 区長	身体障害者用の三輪自転車の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
13 区長	身体障害者等に係る電話料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14 区長	知的障害者の位置情報の提供に関する事務であって規則で定めるもの
14の2 区長	障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する共同生活援助を行う住居その他区長が別に定める住居をいう。以下同じ。）の家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14の3 区長	心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14の4 区長	心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14の5 区長	心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
15 区長	私立幼稚園等の保育料等の補助に関する事務であって規則で定めるもの
15の2 区長	子どもショートステイ事業の実施に係る保護者負担額の決定に関する事務であって規則で定めるもの
16 区長	保育室事業の実施に係る利用者負担額の決定及び変更に関する事務であって規則で定めるもの
17 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

全部改正〔平成28年条例3号〕、一部改正〔平成28年条例31号・42号・令和元年19号・4年25号・5年9号・6年2号〕

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 区長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による療育の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 区長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの 外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

3 区長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4 区長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 区長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 区長	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支

給に関する情報（以下「区児童育成手当支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報（以下「区心身障害者福祉手当支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「区心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報（以下「区難病患者福祉手当支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
介護サービス利用者負担額の助成に関する情報であって規則で定めるもの
身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの
心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報（以下「心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する情報（以下「心身障害者タクシー運賃等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する情報（以下「心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「都心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による医療費等の助成に関する情報（以下「都難病患者等医療費等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する情報（以下「都重度心身障害者手当支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する情報（以下「都精神通院医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年東京都規則第112号）

		による結核患者の医療費の助成に関する情報(以下「都結核患者医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
7 区長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 区長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 区長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
10 区長	国民年金法(昭和34年法律第141号)による保険料その他徴収金の徴収又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 区長	知的障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 区長	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 区長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 区長	母子及び父子並びに寡婦	区児童育成手当支給関係情報であって規則で定め

	福祉法（昭和39年法律第129号）による便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	るもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
16 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
17 区長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付に要する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
18 区長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
19 区長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務（以下「中国残留邦人等支援給付等関係事務」という。）であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの

		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		介護サービス利用者負担額の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者タクシー運賃等助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報であって規則で定めるもの
		都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		都難病患者等医療費等助成関係情報であって規則で定めるもの
		都重度心身障害者手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		都精神通院医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		都結核患者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
20	区長	介護保険法による地域支援事業の実施及び保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
21	区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担に関する事務であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22	区長又は教育委員会	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）による災
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	害共済給付の支給に関する事務であって規則又は教育委員会規則で定めるもの	の
23 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
24 区長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
25 区長	杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
26 区長	杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
27 区長	杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	る事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p>
28	区長 杉並区難病患者福祉手当 条例による難病患者福祉 手当の支給に関する事務 であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>都難病患者等医療費等助成関係情報であって規則で定めるもの</p>
29	区長 杉並区ひとり親家庭等の 医療費の助成に関する条 例による医療費の助成に 関する事務であって規則 で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p>

30 区長	杉並区高齢者住宅条例による区立高齢者住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
30の2 区長	杉並区保育料等に関する条例による区立保育所等延長保育料の決定及び変更並びに保育料及び区立保育所等延長保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
31 区長	外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定		

		めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		介護サービス利用者負担額の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者タクシー運賃等助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報であって規則で定めるもの
		都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		都難病患者等医療費等助成関係情報であって規則で定めるもの
		都重度心身障害者手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		都精神通院医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		都結核患者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
32	区長	高齢者、ひとり親、障害者等に対する居室の応急的な提供に関する事務であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
33 区長	ひとり親家庭の父又は母の高等学校卒業程度認定試験に係る支援に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
34 区長	介護サービス利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給及び地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
35 削除		
36 区長	身体障害者用の三輪自転車の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
37 区長	身体障害者等に係る電話料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
38 区長	知的障害者の位置情報の提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
38の2 区長	障害者グループホームの家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		都難病患者等医療費等助成関係情報であって規則で定めるもの
		都重度心身障害者手当支給関係情報であって規則で定めるもの

38の3 区長	心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者タクシー運賃等助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報であって規則で定めるもの
38の4 区長	心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの
38の5 区長	心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの
39 区長	私立幼稚園等の保育料等の補助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
39の2 区長	子どもショートステイ事業の実施に係る保護者負担額の決定に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
39の2の2 区長	保育室事業の実施に係る利用者負担額の決定及び変更に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		
39の3 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの

	療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
40 区長	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
41 区長	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
42 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		の
43 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による療育の給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

全部改正〔平成28年条例3号〕、一部改正〔平成28年条例31号・42号・令和元年19号・4年25号・5年9号・6年2号〕

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 区長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
2 区長	中国残留邦人等支援給付等関係事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
2の2 教育委員会	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	区長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		区長	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		区長	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 区長	外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの

一部改正〔平成28年条例31号〕

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則

平成27年12月28日  
規則第107号

改正	平成28年3月31日規則第108号	平成28年7月1日規則第132号
	平成28年12月28日規則第160号	平成29年7月26日規則第53号
	令和元年12月6日規則第37号	令和3年3月17日規則第17号
	令和4年10月19日規則第89号	令和5年3月31日規則第20号
	令和6年3月29日規則第41号	

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杉並区条例第38号。以下「条例」という。）別表に規定する規則で定める事務及び情報を定めるものとする。

(別表第1の事務)

第2条 条例別表1の1の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区児童育成手当条例（昭和46年杉並区条例第19号）第6条の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 杉並区児童育成手当条例第8条第1項の手当額の改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 杉並区児童育成手当条例第9条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 杉並区児童育成手当条例第12条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (5) 杉並区児童育成手当条例施行規則（昭和46年杉並区規則第23号）第13条の現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

追加〔平成28年規則108号〕

第3条 条例別表第1の2の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区心身障害者福祉手当条例（昭和47年杉並区条例第28号）第5条第1項若しくは第2項の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 杉並区心身障害者福祉手当条例第10条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和47年杉並区規則第39号）第8条第1項の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

追加〔平成28年規則108号〕

第4条 条例別表第1の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年杉並区条例第16号）第5条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例第6条の医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例第7条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年杉並区規則第26号）第7条第1項の医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

追加〔平成28年規則108号〕

第5条 条例別表第1の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区難病患者福祉手当条例（昭和52年杉並区条例第10号）第4条の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 杉並区難病患者福祉手当条例第9条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 杉並区難病患者福祉手当条例施行規則（昭和52年杉並区規則第11号）第12条第1項の現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務  
追加〔平成28年規則108号〕

第6条 条例別表第1の5の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年杉並区条例第23号）第6条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第7条第2項の医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成2年杉並区規則第1号）第16条第1項の医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (5) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第17条の2第1項の一部負担金減免相当額の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

追加〔平成28年規則108号〕

第7条 条例別表第1の6の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区高齢者住宅条例（平成9年杉並区条例第26号）第35条において準用する同条例第5条第2項の区立高齢者住宅の使用の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- (2) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第6条第1項第6号の単身者の使用者資格認定の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務
- (3) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第12条第1項又は第2項の区立高齢者住宅の使用料の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第16条の同居の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (5) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第23条第1項の収入の認定に関する事務
- (6) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第23条第5項の収入再認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔令和5年規則20号〕

第7条の2 条例別表第1の6の2の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区保育料等に関する条例（平成27年杉並区条例第18号）第6条第1項の区立保育所等延長保育料の額の決定又は変更に関する事務
- (2) 杉並区保育料等に関する条例施行規則（平成27年杉並区規則第44号）第8条第1項の保育料等の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

追加〔平成28年規則160号〕

第8条 条例別表第1の7の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項に準じて行う保護の実施に関する事務
- (2) 外国人に対する生活保護法第24条第1項に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項に準じ

て行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (3) 外国人に対する生活保護法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 外国人に対する生活保護法第26条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 外国人に対する生活保護法第29条第1項に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務
- (6) 外国人に対する生活保護法第55条の4第1項に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 外国人に対する生活保護法第55条の5第1項に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (8) 外国人に対する生活保護法第63条に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (9) 外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

一部改正〔平成28年規則108号・132号・令和元年37号〕

第9条 条例別表第1の8の項に規定する規則で定める事務は、高齢者、ひとり親、障害者等に対する居室の応急的な提供に係る申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第10条 条例別表第1の9の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母の高等学校卒業程度認定試験に係る支援（以下「ひとり親家庭高卒認定試験支援」という。）の対象となる講座の指定の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) ひとり親家庭高卒認定試験支援に係る給付金の支給の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

追加〔平成28年規則108号〕

第11条 条例別表第1の10の項に規定する規則で定める事務は、介護保険サービス利用者負担額の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第12条 削除

削除〔平成28年規則160号〕

第13条 条例別表第1の12の項に規定する規則で定める事務は、身体障害者用の三輪自転車の購入費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第14条 条例別表第1の13の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者等に係る電話料金の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 申請内容の変更若しくは受給資格の消滅の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔令和4年規則89号〕

第15条 条例別表第1の14の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者の位置情報の提供の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 申請内容の変更若しくは受給資格の消滅の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔令和4年規則89号〕

第15条の2 条例別表第1の14の2の項に規定する規則で定める事務は、障害者グループホームの家賃の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

務とする。

追加〔平成28年規則132号〕、一部改正〔令和4年規則89号〕

第15条の3 条例別表第1の14の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 申請内容の変更若しくは受給資格の消滅の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

追加〔令和4年規則89号〕

第15条の4 条例別表第1の14の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 申請内容の変更若しくは受給資格の消滅の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

追加〔令和4年規則89号〕

第15条の5 条例別表第1の14の5の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 申請内容の変更若しくは受給資格の消滅の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

追加〔令和4年規則89号〕

第16条 条例別表第1の15の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 私立幼稚園等の保育料等の補助（以下「私立幼稚園等保育料等補助」という。）の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- (2) 私立幼稚園等保育料等補助に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

追加〔平成28年規則108号〕

第16条の2 条例別表第1の15の2の項に規定する規則で定める事務は、子どもショートステイ事業の実施に係る保護者負担額の決定に関する事務とする。

追加〔令和6年規則41号〕

第16条の2の2 条例別表第1の16の項に規定する規則で定める事務は、保育室事業の実施に係る利用者負担額の決定又は変更に関する事務とする。

追加〔平成28年規則160号〕、一部改正〔令和6年規則41号〕

第16条の3 条例別表第1の17の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）第4条の受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第5条第2項の医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第6条第1項若しくは第2項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年東京都規則第113号）第9条第1項の受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

追加〔令和4年規則89号〕

（別表第2の事務及び情報）

第17条 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める事務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第1項の療育の給付の支給に関する事務とする。

2 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第18条 条例別表第2の2の項に規定する規則で定める事務は、児童福祉法第21条の5の3第1項の

障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

2 条例別表第2の2の項に規定する規則で定める情報は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の教育・保育給付認定に関する情報とする。

3 条例別表第2の2の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人に対する生活保護法第19条第1項に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項に準じて行う保護の開始、同条第9項に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始、同条第2項に準じて行う保護の変更又は同法第26条に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）とする。

一部改正〔平成28年規則108号・令和元年37号〕

第19条 条例別表第2の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

(2) 児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

2 条例別表第2の3の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第2項の規定により読み替えて適用される同法第4条第1項第2号に規定する都民税（同号に規定する道府県民税を含み、個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）又は特別区民税（同法第1条第2項の規定により読み替えて適用される同法第5条第2項第1号に掲げる特別区民税（同号に規定する市町村民税を含み、個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報とする。

一部改正〔平成28年規則108号・160号〕

第20条 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める事務は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第28条の実費の徴収に関する事務とする。

2 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

一部改正〔平成28年規則108号・令和元年37号〕

第21条 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める事務は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第38条第1項の費用の徴収に関する事務とする。

2 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）とする。

3 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

4 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める保険料の徴収に関する情報は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条第1項の保険料の徴収に関する情報とする。

5 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「平成19年中国残留邦人等支援法改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）とする。

6 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則132号〕、一部改正〔令和元年規則37号〕

第22条 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実につい

ての審査に関する事務

- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務
  - (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務
  - (5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務
  - (6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務
- 2 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報は、児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報とする。
  - 3 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
  - 4 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報は、同法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報とする。
  - 5 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。
  - 6 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報は、同法第15条の4の障害福祉サービスの提供又は同法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報とする。
  - 7 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条の措置に関する情報とする。
  - 8 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める地域支援事業の実施に関する情報は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第3項の地域支援事業の実施に関する情報とする。
  - 9 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める区児童育成手当支給関係情報は、杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報とする。
  - 10 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める区心身障害者福祉手当支給関係情報は、杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報とする。
  - 11 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める区心身障害者医療費助成関係情報は、杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
  - 12 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める区難病患者福祉手当支給関係情報は、杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報とする。
  - 13 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める介護サービス利用者負担額の助成に関する情報は、介護保険サービス利用者負担額の助成に関する情報とする。
  - 14 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報は、身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報とする。
  - 15 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報は、心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報とする。
  - 16 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める心身障害者タクシー運賃等助成関係情報は、心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する情報とする。
  - 17 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報は、心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する情報とする。
  - 18 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める都心身障害者医療費助成関係情報は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
  - 19 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める都難病患者等医療費等助成関係情報は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による医療費等の助成に関する情報とする。
  - 20 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める都重度心身障害者手当支給関係情報は、東京都重

度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する情報とする。

21 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める都精神通院医療費助成関係情報は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する情報とする。

22 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める都結核患者医療費助成関係情報は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年東京都規則第112号）による医療費の助成に関する情報とする。

一部改正〔平成28年規則108号・160号・令和元年37号・4年89号〕

第23条 条例別表第2の7の項に規定する規則で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務とする。

2 条例別表第2の7の項に規定する規則で定める保険料の徴収に関する情報は、国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収に関する情報とする。

3 条例別表第2の7の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。

4 条例別表第2の7の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

一部改正〔平成28年規則108号・132号〕

第24条 条例別表第2の8の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項又は第28条第2項の家賃の決定に関する事務

(2) 公営住宅法第16条第5項（同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務

(3) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務

(4) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務

(5) 公営住宅法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務

(6) 公営住宅法第29条第1項の明渡しの請求に関する事務

(7) 公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する事務

2 条例別表第2の8の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。

3 条例別表第2の8の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報又は外国人に対する生活保護法第55条の4第1項に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔平成29年規則53号・令和元年37号〕

第25条 条例別表第2の9の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 国民健康保険法第76条の保険料の賦課に関する事務

(3) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条第1項若しくは第3条（これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項（これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の9の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

3 条例別表第2の9の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。

4 条例別表第2の9の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

5 条例別表第2の9の項に規定する規則で定める都心身障害者医療費助成関係情報は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。

一部改正〔平成28年規則108号・令和4年89号〕

第26条 条例別表第2の10の項に規定する規則で定める事務は、国民年金の保険料その他国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による徴収金の徴収又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事務とする。

2 条例別表第2の10の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。

3 条例別表第2の10の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第27条 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める事務は、知的障害者福祉法第27条の費用の徴収に関する事務とする。

2 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

3 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

4 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める保険料の徴収に関する情報は、国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収に関する情報とする。

5 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。

6 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔平成28年規則132号〕

第28条 条例別表第2の12の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

(2) 児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務

(3) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第3条の2第1項又は第2項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務

(4) 児童扶養手当法施行規則第3条の4第1項から第3項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務

(5) 児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

(6) 児童扶養手当法施行規則第4条の2の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の12の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

3 条例別表第2の12の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第29条 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 老人福祉法第11条の措置の実施に関する事務

(2) 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務

2 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。

3 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。

4 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第30条 条例別表第2の14の項に規定する規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条、第31条の7又は第33条の便宜の供与に係る事実についての審査に関する事務とする。

2 条例別表第2の14の項に規定する規則で定める区児童育成手当支給関係情報は、杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報とする。

3 条例別表第2の14の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第31条 条例別表第2の15の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の15の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。

一部改正〔平成28年規則108号〕

第32条 条例別表第2の16の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

(2) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第5条（同令第16条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務

(3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和60年法律第34号第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の16の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。

一部改正〔平成28年規則108号〕

第33条 条例別表第2の17の項に規定する規則で定める事務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務とする。

2 条例別表第2の17の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第34条 条例別表第2の18の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第8条第1項の障害認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条第1項若しくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の18の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。

3 条例別表第2の18の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。

4 条例別表第2の18の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

5 条例別表第2の18の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留

邦人等支援給付実施関係情報とする。

6 条例別表第2の18の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

一部改正〔平成28年規則108号〕

第35条 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は平成19年中国残留邦人等支援法改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務
  - (2) 中国残留邦人等支援法第14条第4項（平成19年中国残留邦人等支援法改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (3) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務
  - (4) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務
  - (5) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務
  - (6) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務
- 2 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報は、児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報は、同法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報は、同法第15条の4の障害福祉サービスの提供又は同法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報とする。
- 7 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法第11条の措置に関する情報とする。
- 8 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める地域支援事業の実施に関する情報は、介護保険法第115条の45第3項の地域支援事業の実施に関する情報とする。
- 9 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める区児童育成手当支給関係情報は、杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報とする。
- 10 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める区心身障害者福祉手当支給関係情報は、杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 11 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める区心身障害者医療費助成関係情報は、杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
- 12 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める区難病患者福祉手当支給関係情報は、杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 13 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める介護サービス利用者負担額の助成に関する情報は、介護保険サービス利用者負担額の助成に関する情報とする。
- 14 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報は、身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報とする。
- 15 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報は、

- 心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報とする。
- 16 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める心身障害者タクシー運賃等助成関係情報は、心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する情報とする。
- 17 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報は、心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する情報とする。
- 18 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める都心身障害者医療費助成関係情報は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
- 19 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める都難病患者等医療費等助成関係情報は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する情報とする。
- 20 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める都重度心身障害者手当支給関係情報は、東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報とする。
- 21 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める都精神通院医療費助成関係情報は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する情報とする。
- 22 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める都結核患者医療費助成関係情報は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による医療費の助成に関する情報とする。
- 一部改正〔平成28年規則108号・132号・160号・令和元年37号・4年89号〕
- 第36条 条例別表第2の20の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 介護保険法第115条の45の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務
- (2) 介護保険法第115条の45第10項の利用料の請求に関する事務
- (3) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務
- 2 条例別表第2の20の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の20の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 4 条例別表第2の20の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。
- 一部改正〔平成28年規則108号・160号・令和3年17号〕
- 第37条 条例別表第2の21の項に規定する規則で定める事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条第1項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。
- 2 条例別表第2の21の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 3 条例別表第2の21の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の21の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 5 条例別表第2の21の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。
- 一部改正〔平成28年規則108号〕
- 第38条 条例別表第2の22の項に規定する規則で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)第15条第1項第7号又は附則第8条第1項の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とする。
- 2 条例別表第2の22の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 3 条例別表第2の22の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。
- 追加〔平成28年規則108号〕
- 第39条 条例別表第2の23の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (2) 障害者総合支援法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務
  - (3) 障害者総合支援法第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (4) 障害者総合支援法第56条第2項の支給認定の変更に関する事務
  - (5) 障害者総合支援法第77条の地域生活支援事業の利用の申請又は支給の申請等に係る事実についての審査に関する事務
  - (6) 障害者総合支援法第77条の地域生活支援事業の支給等の変更に関する事務
- 2 条例別表第2の23の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の23の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の23の項に規定する規則で定める保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報は、次のとおりとする。
- (1) 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
  - (2) 国民健康保険法第76条の保険料の賦課に関する情報
- 5 条例別表第2の23の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

一部改正〔平成28年規則108号・160号〕

第40条 条例別表第2の24の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第20条第1項の教育・保育給付認定又は同法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (2) 子ども・子育て支援法第22条又は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第15条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務
  - (3) 子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務
  - (4) 子ども・子育て支援法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務
- 2 条例別表第2の24の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔平成28年規則160号・令和元年37号〕

第41条 条例別表第2の25の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区児童育成手当条例第6条の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (2) 杉並区児童育成手当条例第8条第1項の手当額の改定の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (3) 杉並区児童育成手当条例第9条の未支払の手当の請求に係る事実についての審査に関する事務
  - (4) 杉並区児童育成手当条例第12条の届出に係る事実についての審査に関する事務
  - (5) 杉並区児童育成手当条例施行規則第13条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の25の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の25の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の25の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔平成28年規則132号〕

第42条 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区心身障害者福祉手当条例第5条第1項又は第2項の受給資格の認定の申請に係る事実

についての審査に関する事務

(2) 杉並区心身障害者福祉手当条例第10条の届出に係る事実についての審査に関する事務

(3) 杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則第8条第1項の未支払の手当の請求に係る事実についての審査に関する事務

- 2 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 5 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法第11条の措置に関する情報とする。
- 7 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、介護保険法第18条第1号の介護給付の支給に関する情報とする。
- 8 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。
- 9 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める区児童育成手当支給関係情報は、杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報とする。
- 10 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める区難病患者福祉手当支給関係情報は、杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 11 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔平成28年規則132号〕

第43条 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例第5条の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例第6条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

(3) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例第7条の届出に係る事実についての審査に関する事務

(4) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第7条第1項の医療証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

- 2 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 4 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める後期高齢者医療給付の支給に関する情報は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する情報とする。
- 7 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。
- 8 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める医療費の助成に関する情報は、杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
- 9 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施

関係情報とする。

- 10 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める都心身障害者医療費助成関係情報は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔令和4年規則89号〕

第44条 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区難病患者福祉手当条例第4条の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (2) 杉並区難病患者福祉手当条例第9条の届出に係る事実についての審査に関する事務
  - (3) 杉並区難病患者福祉手当条例施行規則第12条第1項の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 3 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法第11条の措置に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める特定医療費の支給に関する情報は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報とする。
- 7 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める区児童育成手当支給関係情報は、杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報とする。
- 8 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める区心身障害者福祉手当支給関係情報は、杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 9 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。
- 10 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める都難病患者等医療費等助成関係情報は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔平成28年規則160号〕

第45条 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第6条の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (2) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第7条第2項の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (3) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条の届出に係る事実についての審査に関する事務
  - (4) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条第1項の医療証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (5) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第17条の2第1項の一部負担金減免相当額の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 3 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める国民健康保険関係情報は、次のとおりとする。
- (1) 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
  - (2) 国民健康保険法第76条の保険料の賦課に関する情報
- 5 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める年金である給付の支給に関する情報は、国民年金法による給付の支給に関する情報とする。

- 6 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 7 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。
- 8 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める都心身障害者医療費助成関係情報は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔令和4年規則89号〕

第46条 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第5条第2項の区立高齢者住宅の使用の申込みに係る事実についての審査に関する事務
  - (2) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第6条第1項第6号の単身者の使用者資格認定の申出に係る事実についての審査に関する事務
  - (3) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第12条第1項又は第2項の区立高齢者住宅の使用料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (4) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第16条の同居の許可の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (5) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第23条第1項の収入の認定に関する事務
  - (6) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第23条第5項の収入再認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
  - 3 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。
  - 4 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
  - 5 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
  - 6 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
  - 7 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔令和5年規則20号〕

第46条の2 条例別表第2の30の2の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区保育料等に関する条例第6条第1項の区立保育所等延長保育料の額の決定又は変更に関する事務
  - (2) 杉並区保育料等に関する条例施行規則第8条第1項の保育料等の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 2 条例別表第2の30の2の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
  - 3 条例別表第2の30の2の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
  - 4 条例別表第2の30の2の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
  - 5 条例別表第2の30の2の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
  - 6 条例別表第2の30の2の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則160号〕

第47条 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 外国人に対する生活保護法第19条第1項に準じて行う保護の実施に関する事務
  - (2) 外国人に対する生活保護法第24条第1項に準じて行う保護の開始又は同条第9項に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (3) 外国人に対する生活保護法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
  - (4) 外国人に対する生活保護法第26条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
  - (5) 外国人に対する生活保護法第63条に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
  - (6) 外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務
- 2 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報は、児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報とする。
  - 3 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
  - 4 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報は、同法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報とする。
  - 5 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。
  - 6 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報は、同法第15条の4の障害福祉サービスの提供又は同法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報とする。
  - 7 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
  - 8 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報は、次のとおりとする。
    - (1) 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
    - (2) 国民健康保険法第76条の保険料の賦課に関する情報
  - 9 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める年金である給付の支給に関する情報は、国民年金法による給付の支給に関する情報とする。
  - 10 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める児童扶養手当の支給に関する情報は、児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報とする。
  - 11 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法第11条の措置に関する情報とする。
  - 12 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報は、同法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報とする。
  - 13 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報とする。
  - 14 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報は、母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報とする。
  - 15 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める児童手当又は特例給付の支給に関する情報は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報とする。

- 16 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める後期高齢者医療給付の支給に関する情報は、高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する情報とする。
- 17 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 18 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める介護保険法による保険給付の支給に関する情報は、同法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報とする。
- 19 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。
- 20 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める区児童育成手当支給関係情報は、杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報とする。
- 21 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める区心身障害者福祉手当支給関係情報は、杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 22 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める区心身障害者医療費助成関係情報は、杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
- 23 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める区難病患者福祉手当支給関係情報は、杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 24 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める介護サービス利用者負担額の助成に関する情報は、介護保険サービス利用者負担額の助成に関する情報とする。
- 25 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報は、身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報とする。
- 26 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報は、心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報とする。
- 27 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める心身障害者タクシー運賃等助成関係情報は、心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する情報とする。
- 28 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報は、心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する情報とする。
- 29 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める都心身障害者医療費助成関係情報は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
- 30 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める都難病患者等医療費等助成関係情報は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する情報とする。
- 31 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める都重度心身障害者手当支給関係情報は、東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報とする。
- 32 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める都精神通院医療費助成関係情報は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する情報とする。
- 33 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める都結核患者医療費助成関係情報は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による医療費の助成に関する情報とする。

全部改正〔令和元年規則37号〕、一部改正〔令和4年規則89号〕

第48条 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者、ひとり親、障害者等に対する居室の応急的な提供に係る申込みに係る事実についての審査に関する事務
  - (2) 高齢者、ひとり親、障害者等に対する居室の応急的な提供に係る費用の減額若しくは免除又は徴収猶予の申込みに係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
  - 3 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。
  - 4 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

- 5 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 7 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第49条 条例別表第2の33の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭高卒認定試験支援の対象となる講座の指定の申込みに係る事実についての審査に関する事務
  - (2) ひとり親家庭高卒認定試験支援に係る給付金の申込みに係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の33の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
  - 3 条例別表第2の33の項に規定する規則で定める児童扶養手当の支給に関する情報は、児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第50条 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める事務は、介護保険サービス利用者負担額の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

- 2 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 3 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 5 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める地域支援事業の実施に関する情報は、介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する情報とする。
- 7 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔令和元年規則37号〕

第51条 削除

削除〔平成28年規則160号〕

第52条 条例別表第2の36の項に規定する規則で定める事務は、身体障害者用の三輪自転車の購入費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

- 2 条例別表第2の36の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の36の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔令和4年規則89号〕

第53条 条例別表第2の37の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者等に係る電話料金の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (2) 申請内容の変更又は受給資格の消滅の届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の37の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
  - 3 条例別表第2の37の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
  - 4 条例別表第2の37の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

5 条例別表第2の37の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔令和4年規則89号〕

第54条 条例別表第2の38の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者の位置情報の提供の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (2) 申請内容の変更又は受給資格の消滅の届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の38の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 3 条例別表第2の38の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の38の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法第11条の措置に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の38の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔令和4年規則89号〕

第54条の2 条例別表第2の38の2の項に規定する規則で定める事務は、障害者グループホームの家賃の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

- 2 条例別表第2の38の2の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の38の2の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の38の2の項に規定する規則で定める区心身障害者福祉手当支給関係情報は、杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の38の2の項に規定する規則で定める区難病患者福祉手当支給関係情報は、杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の38の2の項に規定する規則で定める都難病患者等医療費等助成関係情報は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する情報とする。
- 7 条例別表第2の38の2の項に規定する規則で定める都重度心身障害者手当支給関係情報は、東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報とする。

追加〔平成28年規則132号〕、一部改正〔令和4年規則89号〕

第54条の3 条例別表第2の38の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (2) 申請内容の変更又は受給資格の消滅の届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の38の3の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の38の3の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の38の3の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の38の3の項に規定する規則で定める心身障害者タクシー運賃等助成関係情報は、心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の38の3の項に規定する規則で定める心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報は、心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する情報とする。

追加〔令和4年規則89号〕

第54条の4 条例別表第2の38の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (2) 申請内容の変更又は受給資格の消滅の届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の38の4の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉

法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。

3 条例別表第2の38の4の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。

4 条例別表第2の38の4の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

5 条例別表第2の38の4の項に規定する規則で定める心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報は、心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報とする。

追加〔令和4年規則89号〕

第54条の5 条例別表第2の38の5の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 申請内容の変更又は受給資格の消滅の届出に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の38の5の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。

3 条例別表第2の38の5の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。

4 条例別表第2の38の5の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

5 条例別表第2の38の5の項に規定する規則で定める心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報は、心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報とする。

追加〔令和4年規則89号〕

第55条 条例別表第2の39の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 私立幼稚園等保育料等補助の申込みに係る事実についての審査に関する事務

(2) 保護者の変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務

(3) 園児の退園又は転出等の異動の届出に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の39の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第55条の2 条例別表第2の39の2の項に規定する規則で定める事務は、子どもショートステイ事業の実施に係る保護者負担額の決定に関する事務とする。

2 条例別表第2の39の2の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

3 条例別表第2の39の2の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

追加〔令和6年規則41号〕

第55条の2の2 条例別表第2の39の2の2の項に規定する規則で定める事務は、保育室事業の実施に係る利用者負担額の決定又は変更に関する事務とする。

2 条例別表第2の39の2の2の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。

3 条例別表第2の39の2の2の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。

4 条例別表第2の39の2の2の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

5 条例別表第2の39の2の2の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

6 条例別表第2の39の2の2の項に規定する規則で定める障害基礎年金の支給に関する情報は、国民年金法第15条第2号の障害基礎年金の支給に関する情報とする。

- 7 条例別表第2の39の2の2の項に規定する規則で定める特別児童扶養手当の支給に関する情報は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報とする。
- 8 条例別表第2の39の2の2の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 9 条例別表第2の39の2の2の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則160号〕、一部改正〔令和6年規則41号〕

第55条の3 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第4条の受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (2) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第5条第2項の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
  - (3) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第6条第1項又は第2項の届出に係る事実についての審査に関する事務
  - (4) 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第9条第1項の受給者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
  - 3 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。
  - 4 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
  - 5 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
  - 6 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。
  - 7 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める後期高齢者医療給付の支給に関する情報は、高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する情報とする。
  - 8 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
  - 9 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。
  - 10 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める区心身障害者医療費助成関係情報は、杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
  - 11 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報は、同条例による医療費の助成に関する情報とする。
  - 12 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔令和4年規則89号〕

第56条 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第5条の医療費等の助成の申請（同条第4号に規定する小児精神病患者（以下「小児精神病患者」という。）に係る申請を除く。）の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第10条第1項の医療費等の助成の更新の申請（小児精神病患者に係る申請を除く。）の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第11条第1項の医療券の再交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務

- (4) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第12条の2第1項の認定内容の変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (5) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第13条の変更の届出（小児精神病患者に係る届出を除く。）の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 3 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 6 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第57条 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 東京都重度心身障害者手当条例第4条の受給資格の認定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 東京都重度心身障害者手当条例第9条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 東京都重度心身障害者手当条例第10条の状況調査を行う場合における東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和48年東京都規則第141号）の届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 4 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法第11条の措置に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。
- 7 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第58条 条例別表第2の42の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第15条第1項の精神通院医療費の助成の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第18条の自立支援医療（精神通院）受給者証等の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第19条第1項の自立支援医療（精神通院）受給者証の再交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の42の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 3 条例別表第2の42の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の42の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。

- 5 条例別表第2の42の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 6 条例別表第2の42の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕

第59条 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第20条の医療費の助成の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第25条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める療育の給付の支給に関する情報は、児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 4 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める後期高齢者医療給付の支給に関する情報は、高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する情報とする。
- 7 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 8 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則108号〕、一部改正〔平成28年規則132号〕

(別表第3の事務及び情報)

第60条 条例別表第3の1の項に規定する事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務
- (6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

一部改正〔平成28年規則108号・132号・令和元年37号〕

第61条 条例別表第3の2の項に規定する事務は、次のとおりとする。

- (1) 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は平成19年中国残留邦人等支援法改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務
- (2) 中国残留邦人等支援法第14条第4項（平成19年中国残留邦人等支援法改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務
- (4) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務
- (5) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務

- (6) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

一部改正〔平成28年規則108号・令和元年37号〕

第61条の2 条例別表第3の2の2の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

2 条例別表第3の2の2の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付等関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。

3 条例別表第3の2の2の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

追加〔平成28年規則132号〕

第62条 条例別表第3の3の項に規定する事務は、次のとおりとする。

- (1) 外国人に対する生活保護法第19条第1項に準じて行う保護の実施に関する事務
- (2) 外国人に対する生活保護法第24条第1項に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 外国人に対する生活保護法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 外国人に対する生活保護法第26条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 外国人に対する生活保護法第63条に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (6) 外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

一部改正〔平成28年規則108号・令和元年37号〕

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第108号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日規則第132号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月28日規則第160号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年7月26日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月6日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月19日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第20号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第41号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則

平成28年1月13日  
教委規則第1号

改正 平成28年4月13日教育委員会規則第28号 平成28年6月22日教育委員会規則第30号  
〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杉並区条例第38号。以下「条例」という。）別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定めるものとする。

一部改正〔平成28年教委規則28号〕

(別表第2の事務)

第2条 条例別表第2の22の項に規定する教育委員会規則で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とする。

追加〔平成28年教委規則28号〕

(別表第3の事務及び情報)

第3条 条例別表第3の1の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報とする。

一部改正〔平成28年教委規則28号・30号〕

第4条 条例別表第3の2の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者若しくは支給を受けていた者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。

一部改正〔平成28年教委規則28号〕

第4条の2 条例別表第3の2の2の項に規定する教育委員会規則で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第7号の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とする。

追加〔平成28年教委規則30号〕

第5条 条例別表第3の3の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、外国人に対する生活保護法に準じて行う保護を必要とする状態にある者又は外国人に対する生活保護法に準じて行う保護を受けていた者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。

一部改正〔平成28年教委規則28号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月13日教委規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月22日教委規則第30号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

〔注〕平成19年6月から改正経過を注記した。

改正	平成13年3月7日条例第11号	平成17年3月18日条例第5号
	平成19年6月29日条例第28号	平成27年3月13日条例第2号
	平成28年3月16日条例第10号	

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 情報の公開（第5条—第13条）
- 第3章 救済の手續（第13条の2—第16条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第17条・第18条）
- 第5章 雑則（第19条—第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、情報の公開を求める区民の権利と、区が区政に関し区民に説明する責務とを明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、区民の知る権利を保障し、もって区民の区政への参加を推進し、地方自治の本旨に即した、公正で開かれた区政の進展を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。
- (2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により当該実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 情報の公開 実施機関が、この条例の規定に基づき、情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しの交付等をするをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、情報の公開を求める区民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を運用しなければならない。この場合において、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、当該情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

第2章 情報の公開

（請求権者）

第5条 何人も、この条例に定めるところにより、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる。

（情報の原則公開）

第6条 実施機関の管理する情報は、原則公開とする。ただし、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 法令の規定により公開することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令の規定により又は慣行により公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 法令の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に関する情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を損なうおそれのある事業活動に関する情報であつて、公開することが必要であると認められるもの

イ 違法又は不当な事業活動に関する情報であつて、区民生活に支障が生ずるおそれがあるため、公開することが必要であると認められるもの

ウ ア及びイに掲げる情報に準ずる情報であつて、公開することが特に公益上必要と認められるもの

(4) 取締り、立入調査、選考、入札、交渉、争訟等の事務に関する情報であつて、公開することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは適切な執行を著しく困難にするおそれのあるもの

(5) 区の内部又は区と国若しくは他の地方公共団体との間における審議、検討等の意思形成過程における情報であつて、公開することにより公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

2 実施機関は、期間の経過により、前項の規定により公開しないこととされた情報が同項各号のいずれにも該当しなくなつた後に、新たに当該情報の公開の請求があつた場合には、当該請求に応じなければならない。

一部改正〔平成19年条例28号・27年2号〕

（情報の部分公開）

第7条 実施機関は、公開の請求に係る情報に前条第1項各号の規定により公開しないこととする情報（以下「非公開情報」という。）が含まれている場合において、当該非公開情報の記録部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該公開しないこととする情報の記録部分を除いて公開しなければならない。

2 公開の請求に係る情報に前条第1項第2号の情報（特定の個人が識別され得るものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され得ることとなる部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（存否に関する情報）

第8条 情報の公開の請求に対し、当該請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。

（請求の方法）

第9条 第5条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするときは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 情報を特定するために必要な事項

(3) 情報の公開の請求の区分

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき（第8条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を管理していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

3 前2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があつた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 公開請求に係る情報の一部を公開するとき又は全部を公開しないとき若しくは当該公開請求に係る情報を管理していないときは、公開決定等にその理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該情報を公開しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を明らかにしなければならない。

5 実施機関は、やむを得ない理由により、第3項の期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、当該公開請求があつた日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定できる時期を速やかに請求者に通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第11条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があつた日から60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、速やかに請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報について公開決定等をする期限

(第三者保護に関する手続)

第12条 実施機関は、公開請求に係る情報に区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、公開決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第10条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書（第14条及び第15条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の方法)

第13条 実施機関は、公開決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公開決定に係る情報の公開をしなければならない。

2 情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展等を勘案して規則で定める方法により行う。

3 前項の視聴又は閲覧の方法による情報の公開にあつては、実施機関は、当該情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由のあるときは、当該情報の写しにより公開することができる。

第3章 救済の手続

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第13条の2 この条例の規定による処分(公開請求に係る不作為を含む。以下同じ。)についての行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求(以下「審査請求」という。)については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

追加〔平成28年条例10号〕

(審査会への諮問)

第14条 この条例の規定による処分についての審査請求があつた場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく、杉並区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その審議を経て、当該審査請求について裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 公開決定等(公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第16条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合(ただし、当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。)

一部改正〔平成28年条例10号〕

(諮問をした旨の通知)

第15条 前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

一部改正〔平成28年条例10号〕

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第16条 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合に準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る情報を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

一部改正〔平成28年条例10号〕

#### 第4章 情報公開の総合的な推進

(情報の公表及び提供)

第17条 区は、情報の公表及び提供の拡充を図り、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が速やかに、かつ、容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 実施機関は、広報媒体の効果的活用と努めるとともに、区政に関する情報を一層区民が利用しやすいものにする等情報の提供の拡充に努めるものとする。

(出資法人等及び公の施設の指定管理者の情報公開)

第18条 区が出資その他財政支出を行う法人又は団体であつて、規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区の公の施設の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、出資法人等を除く。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 実施機関は、出資法人等及び区の公の施設の指定管理者に対し、前2項に定める必要な措置を講ずるよう、指導するものとする。

#### 第5章 雑則

(手数料等)

第19条 この条例の規定に基づく情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づく情報の写しの交付等に要する費用は、請求者の負担とする。

(他法令との調整等)

第20条 他の法令で定める手続により実施機関に対して情報の閲覧、写しの交付その他これらに類する請求ができる場合には、その定めるところによる。

2 この条例は、実施機関が管理する施設において区民の利用に供することを目的とする図書、図画等については、適用しない。

(情報の管理)

第21条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、情報を適正に管理するものとする。

(検索資料の作成等)

第22条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第23条 区長は、毎年1回以上、この条例の規定による情報の公開の運用状況を公表しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和62年6月1日から施行する。

2 この条例は、昭和62年4月1日以後に作成し、又は取得した情報について適用し、同年3月31日以前に作成し、又は取得した情報については、整理の完了したものから適用する。

附 則 (平成13年3月7日条例第11号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第15条までの規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日条例第5号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日条例第28号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成27年3月13日条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月16日条例第10号) 抄

1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 第2条の規定による改正後の杉並区情報公開条例(以下「新情報公開条例」という。)の規定は、施行日以後にされた新情報公開条例の規定による処分(新情報公開条例第9条第1項に規定する公開請求に係る不作為を含む。附則第4項において同じ。)についての行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新行政不服審査法」という。)の規定に基づく審査請求について適用し、施行日前にされた第2条の規定による改正前の杉並区情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)の規定による処分(旧情報公開条例第9条第1項に規定する公開請求に係る不作為を含む。附則第4項において同じ。)についての行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「旧行政不服審査法」という。)の規定に基づく不服申立てについては、なお従前の例による。

〔注〕平成18年3月から改正経過を注記した。

改正	平成12年3月16日規則第11号	平成13年9月28日規則第116号
	平成15年3月18日規則第11号	平成17年3月28日規則第7号
	平成18年3月31日規則第59号	平成23年3月25日規則第11号
	平成24年3月30日規則第26号	平成25年3月29日規則第36号
	平成27年3月31日規則第30号	平成28年2月16日規則第8号
	平成30年3月30日規則第24号	令和3年4月1日規則第47号

(目的)

第1条 この規則は、杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(情報公開請求書)

第3条 条例第9条第1項に規定する請求書は、情報公開請求書（第1号様式）とする。

(可否決定通知書等)

第4条 条例第10条第1項及び第2項に規定する通知は、可否決定通知書（第2号様式）によるものとする。

2 条例第10条第5項に規定する通知は、決定期間延長通知書（第3号様式）によるものとする。

3 条例第11条に規定する通知は、決定期間特例延長通知書（第4号様式）によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第5条 条例第12条第1項に規定する規則で定める事項は、当該情報を管理することとなつた年月日、区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報の内容その他必要な事項とする。

2 実施機関は、条例第12条第1項の規定により、第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第5号様式）により通知する。

3 実施機関は、条例第12条第2項の規定により第三者から反対意見書が提出された場合において、公開決定をしたときは、直ちに公開決定に係る通知書（第6号様式）により当該第三者に通知するものとする。

(公開の方式)

第6条 条例第13条第1項に規定する情報の公開は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープに記録された電磁的記録を除く。以下次項において同じ。）を公開する規則で定める方法は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

3 前項の規定にかかわらず、電磁的記録を処理装置若しくは専用機器により再生したものの視聴又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複製したものの交付により公開を行うことができる。

4 電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、視聴により行う。

一部改正〔平成30年規則24号〕

(出資法人等)

第7条 条例第18条第1項に規定する出資法人等は、別表第1のとおりとする。

(写しの交付等に係る費用)

第8条 条例第19条第2項に規定する写しの交付等に要する費用は、別表第2のとおりとする。

(運用状況の公表)

第9条 条例第23条に規定する運用状況の公表は、区の広報紙等により行うものとする。

2 前項に規定する公表は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 情報の公開の請求の状況

- (2) 前号に規定する請求に対する可否の決定の状況  
 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

附 則

この規則は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月16日規則第11号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。  
 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区情報公開条例施行規則第2号様式及び第3号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成13年9月28日規則第116号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月18日規則第11号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第7号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第59号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第11号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第26号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第36号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第30号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月16日規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第24号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

一般財団法人杉並区交流協会
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団
公益社団法人杉並区シルバー人材センター
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団
公益社団法人杉並区成年後見センター

一部改正〔平成18年規則59号・23年11号・24年26号・25年36号・27年30号・令和3年47号〕

別表第2（第8条関係）

公開の方法	記録媒体の種別	金額
写しの交付等	文書、図画及び写真	単色刷りA3判以下のもの 1枚につき10円
	フィルム	単色刷りA3判を超えA2判以下のもの及び多色刷りA3判以下のもの 1枚につき50円
	光ディスク	1枚につき400円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。

2 請求者の用紙及び電磁的記録媒体の持参は認めないものとする。

一部改正〔平成30年規則24号〕

第1号様式

(第3条関係)

第2号様式

(第4条関係)

全部改正〔平成28年規則8号〕

第3号様式

(第4条関係)

第4号様式

(第4条関係)

第5号様式

(第5条関係)

一部改正〔平成30年規則24号〕

第6号様式

(第5条関係)

全部改正〔平成28年規則8号〕

〔注〕平成28年3月から改正経過を注記した。

改正 平成13年3月7日条例第11号 平成15年12月8日条例第40号  
平成17年3月18日条例第6号 平成28年3月16日条例第10号  
平成28年3月16日条例第11号 令和5年3月15日条例第6号

(設置等)

第1条 次の各号に掲げる諮問に応じて調査審議するため、杉並区情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 杉並区情報公開条例(昭和61年杉並区条例第38号)第14条の規定による諮問
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問

2 前項第2号に規定する諮問に係る事項を処理する場合については、第7条から第10条の2まで(第10条第5項及び第6項を除く。)の規定は、適用しない。

全部改正〔令和5年条例6号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。
- (2) 決定等 杉並区情報公開条例第10条第3項に規定する公開決定等をいう。
- (3) 情報 杉並区情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。

一部改正〔令和5年条例6号〕

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

- 2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審査会は、会長が招集する。

(定足数)

第6条 審査会は、2人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、決定等に係る情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、決定等に係る情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項の規定により意見を述べる審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(提出資料の閲覧等)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による閲覧又は交付に係る手数料は、無料とする。

5 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による閲覧又は交付に係る手数料は、無料とする。

6 前2項に規定する交付に要する費用は、当該交付を受ける審査請求人又は参加人の負担とする。

一部改正〔平成28年条例10号・令和5年6号〕

(答申書の送付等)

第10条の2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

追加〔平成28年条例10号〕

(会議の非公開)

第11条 審査会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第12条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員以外の者の費用弁償等)

第12条の2 第7条第4項の規定により出頭した参考人又は鑑定人に対しては、杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例(昭和31年杉並区条例第26号)の規定の例により、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償のほか、鑑定料その他特に必要な経費については、その実費を弁償することができる。

追加〔平成28年条例10号〕

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(罰則)

第14条 第12条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成28年条例11号〕

附 則

この条例は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月7日条例第11号) 抄

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年12月8日条例第40号）抄

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日条例第6号）抄

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第10号）抄

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

4 第4条の規定による改正後の杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、施行日以後にされた新情報公開条例の規定による処分及び新個人情報保護条例の規定による処分についての新行政不服審査法の規定に基づく審査請求について適用し、施行日前にされた旧情報公開条例の規定による処分及び旧個人情報保護条例の規定による処分についての旧行政不服審査法の規定に基づく不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月16日条例第11号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日条例第6号）抄

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の杉並区個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項、第12条第3項又は第12条の2第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。  
(1)～(3) (略)

4 この条例の施行の日前に旧条例第18条、第19条、第20条又は第21条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止については、なお従前の例による。

10 附則第4項の規定により、なお従前の例によることとされた自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止に係る審査請求に係る諮問があった場合における前項の規定による改正前の杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の規定の適用については、なお従前の例による。